

1. 議事日程

[平成22年第2回安芸高田市議会6月定例会第4日目]

平成22年 6月14日
午前10時 開会
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
5番	和 田 一 雄	6番	水 戸 眞 悟
7番	先 川 和 幸	8番	山 根 温 子
9番	宍 戸 邦 夫	10番	山 本 優
11番	前 川 正 昭	12番	秋 田 雅 朝
13番	赤 川 三 郎	14番	青 原 敏 治
15番	金 行 哲 昭	16番	入 本 和 男
17番	今 村 義 照	18番	亀 岡 等
19番	塚 本 近	20番	藤 井 昌 之

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

17番 今 村 義 照 18番 亀 岡 等

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (19名)

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	藤 川 幸 典
教 育 長	佐 藤 勝	総務企画部長	清 水 盤
市 民 部 長	廣 政 克 行	福祉保健部長兼福祉事務所長	重 本 邦 明
産 業 振 興 部 長	大 野 逸 夫	建設部長兼公営企業部長	河 野 正 治
消 防 本 部 消 防 長	光 下 正 則	教 育 次 長	田 丸 孝 二
会 計 管 理 者	立 田 昭 男	八 千 代 支 所 長	藤 本 宏 良
美 土 里 支 所 長	岡 田 敦 男	高 宮 支 所 長	宮 木 雅 之
甲 田 支 所 長	箕 越 秀 美	向 原 支 所 長	三 上 信 行
総 務 課 長	沖 野 文 雄	行 政 経 営 課 長	武 岡 隆 文

政策企画課長 竹本峰昭

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	佐々木	清	事務局次長	外輪	勇三
主査	森岡	雅昭	主任	藤堂	洋介



午前 10時00分 開議

- 藤井議長 ただいまの出席議員は20名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において17番
今村義照君及び18番 亀岡等君を指名いたします。



日程第2 一般質問

- 藤井議長 日程第2、一般質問を行います。
一般質問の順序は通告順といたします。質問方法は一問一答方式とし、
1議員当たりの持ち時間は、答弁を除いて30分以内でございます。なお、
一つの質問を終え、次の質問に移る場合は、次の質問に移りますとの発
言をし、明確にわかるようお願いをいたします。
それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。
5番 和田一雄君。

- 和田議員 おはようございます。5番議員、和田一雄。私は、このたび日本共産
党に入党いたしました。これからは市民のための活動に尽力し、さらなる
安芸高田市の発展に寄与したいと思っております。今後ともよろしくお願
いを申し上げます。

今回の本定例会では、なぜ今、安芸高田市なのかについて問います。

中世の戦国武将、毛利元就生誕の地、安芸高田市、旧吉田町、眼上に
郡山、そびえ立つ郡山城を仰ぎ、眼下に民が生活をする城下町を臨む、
目を閉じますと、かつては西の京都とも言われたこの地、にぎやかに栄
えた光景が浮かんでまいります。

しかし、現在はどうでしょう。少子高齢化が進み、人口は減少の一途
をたどり、現在の財政問題を考えますと、人口の増加が必要不可欠であ
ります。

そこで、一極集中型の中心市街地、商店街の活性化、人を呼び込んだ
町並み再生と観光を組み合わせた資源の確保のプロモーション事業計画、
それがまさになぜ今、安芸高田市なのかであります。

それでは、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

その前に、通告書の2番と3番は関連性がございましたので、この際、一
括上程、質問をさせていただきます。

まず最初に、町並みの再生でございますが、旧吉田町中心地、いわゆ
る本通り商店街の町並みを再生するお考えをお聞きいたします。

- 藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。ただいまの和田議員の御質問にお答えをいたします。

本市は、毛利元就生誕の地でもあります。江戸時代に、ここにおきましても、先ほど議員がおっしゃったように、山陰と山陽を結ぶ出雲街道の要所でもあります。宿場町として大変繁栄をしておりましたが、少子高齢化の進展に加え、都市部への人口流出が続き、また、モータリゼーション等の発展に伴い、買い物や娯楽のために都市部への移動が増加したことにより、かつてのにぎわいも失われつつございます。

議員御質問の町並みの再編でございますが、そこに居住をされている方の生活に直接関係をいたします。容易なことではないとは思いますが、文化的に貴重な町並みが残っておりますので、まずはそこに居住される方の思いを尊重した取り組みが必要であるかと考えております。

こういう御意見を賜った上で、議員御指摘のような施策について、課題として検討してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

5番 和田一雄君。

○和田議員 ただいま答弁いただきまして、一応現在住んでおられる方の意見を拝聴しながらということでございますので、再生するお考えがあるということで理解をさせていただき、次の質問に入らせていただきます。

そのためには2番目の商店街のインフラ整備でございますけど、2番と3番一緒にやりますけど、まず今の現状を見ますと、空き家が多いようでございます。そういった中でインフラ整備、住居、住宅と店舗のリフォーム、またはリニューアル、そういったものを早急にやらなくてはならないのではないかと。それと、インフラの整備でございますが、そのためにはパーキング、またソーラー付きのアーケード、またバリアフリー型の舗装、また防犯灯の設置、防犯カメラの設置とか、そういったものが必要になるのではないかとというふうに思います。

それでは、そのインフラが済みましたら、整備が済んだ時点での次の段階の3番目でございますが、多文化共生ということで、安芸高田市の市長は県下でもアイデアマンで通ったお方でございます。まず一番最初に人権多文化共生推進室というのをおつくりになられました。こういったものの発想から、やはり今後は、私が思うには、そういったインフラを整備したところに外国人に住んでいただいたらどうだろうかということで、現在外国人登録者数は、16カ国で575名の就労者だそうでございます。これは今年度の22年度の3月末現在であります。そういったことで、それを今のところに住んでいただくものを提供して、家主さんとかそういったところの売買とか賃貸とか、そういう契約交渉といったことを済ませて、まず外国人街を建設して、そこへ各国の料理、また民芸、それといわゆる文化を活用いたしまして、今後の多文化共生を推進をして、市民と客のコミュニケーションを図るお考えがあるやどうか、お聞

かせ願います。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提言ありがとうございます。多文化共生につきましては、実は県内ちょっと初めてのことなんで、今、担当課で綿密な調査を行っております。どういう方がこの安芸高田市におられて、どういう立場でどういうお仕事をなされて、どういうかかわりを持っておられるかということをしっかり調べていった結果を踏まえて、そういうことのまちづくりに、今、旧商店街に対してどういう位置づけができるかということは、議員がおっしゃるように考えていきたいと、かように思っております。

外国人も同じ地域の構成員として対等な関係を構築し、社会参加を促す仕組みづくりを進める必要があると思っております。現在、先ほど申しましたように事業主の皆様の御協力をいただき、外国人の就労、生活調査を実施するとともに、市民、外国人の方へのアンケート調査を行い、実態の把握に努めてまいっております。また、今後におきましては、まちづくり、人づくりの視点から講演会等の開催も検討していきたいと考えております。このことが、先ほど市民の方の意見を聞いてついでに言いましたけど、こういう課題も提供しながら意見を聞いて賜りたいと思っております。

また、議員御指摘の商店街の空き家を外国人に住居として提供し活性化するとともに、多文化共生を推進することにつきましては、事業を推進する中で商店街の活性化とあわせて課題であるところとらえておりますので、御理解を賜りたいと思っております。空き家活用も十分図ってまいりたいと思っておりますので。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

5番 和田一雄君。

○和田議員 3月の定例会で予算審査特別委員会がございましたが、その中で外国人に対する日本語教室的なものを設置する予定があるということをおっしゃられたんでございますが、その後、経過的にはどうなっておるでしょうか、お聞かせください。

○藤井議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 それでは、ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

生涯学習関係で日本語教室開いておりますのは、ここの市民文化センターにおきまして、水曜日、19時半から21時の時間帯で日本語教室を開いております、生徒が現在7名おるという状況でございます。

また、日本語教室といいましても、学校教育の中におきますのはまた特別に吉田の小学校と吉田中学校を兼務した教諭がおりまして、それが日本語の指導を行っておりますし、それから、年度途中で入ってきた児童・生徒に対しましては、非常勤講師を措置をいたしまして、日本語がわかるようにということで船佐の小学校へ非常勤を配置しておるといふ状

況でございます。

以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

5番 和田一雄君。

○和田議員 はい、よくわかりました。

それでは、先ほどのお答えの中で就労者に対してもそういったものをしていただくようお願いをしまして、次の質問に移ります。

観光と財源の確保ということでございますが、本市には数多くの史跡、また伝統芸能及び施設、また昨今では、奈良県の箸墓古墳、前方後円墳、卑弥呼の墓ではないかと言われておるものでございますが、これが西暦250年だそうでございますが、このことで甲立古墳というのが見つかりまして、これが百数十年過ぎた西暦370年につくられておるのではないかとということで、安芸の国の中では最古であり最大級であるということが発見されております。こういった貴重なものが本市には数多くあるということで、このことと先ほどから申しておりますそういったいろんな町の再生、そういったものを組み合わせて、今の財源を確保するために人を呼び込んでいくというふうなことでやっていかれたらと思っておりますが、このことについてお考えをお聞かせ願います。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの質問にお答えいたします。

安芸高田市内は文化遺産を初めとする観光資源がたくさんございます。議員が申してるとおりでございます。歴史を学ぶには、安芸高田市民俗博物館はもとより、城跡などの史跡も市内には多く散在をしております。また、自然散策をするなら唯称庵跡のカエデ、鷹の巣山、神の倉山公園なども整備しております。体験スポットといたしましては、キャンプ場や釣り堀、レース場、乗馬クラブやゴルフ、射撃場などの施設もあります。無論、神楽を初め伝統芸能も豊富で、その伝承・公開も各地で盛んに行われております。

これらは議員御指摘のように本市の特色ある観光資源でもございます。これらを有効に活用したさまざまな観光ルート的设计がこれからも考えられます。現在、これらの情報を記載した観光パンフレットを各種取りそろえているところでございますが、さらに交流人口をふやし、観光消費額の向上を目指すため、関係機関及び団体等の連携をいたし、諸施策を検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、いわゆる歴史、史跡、スポーツ、それから文学、いろいろそういうことを組み合わせることによって、この安芸高田市の活性化を図っていきたいということは議員と全く同じ考えでございますので、これからもそういう方向に向かってしっかり検討、または実施してまいりたいと、こう思いますので、御理解を賜りたいと思いません。

- 藤井議長 以上で答弁を終わります。
5番 和田一雄君。
- 和田議員 続きまして、質問を変えます。プロジェクトチームの構築ということで、先ほど来話をしておりますことを実行するためには、やはりそういったチームの構築は必要ではないかと思っておりますが、こういった取り組みのチームをつくられるか、お考えがあればお聞かせ願います。
- 藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 街並み再生事業は一朝一夕にできるものではないと認識をしております。経費も相当必要になることが予想されますし、あらゆる角度から慎重に研究・検討する必要があると思っております。
まずは、現在そこに居住されております皆さんの思いを大切にしながら、商工会や振興会等とも連携し、今後の方向性について検討をしていきたいと思っております。
これらを踏まえまして、議員御指摘のプロジェクトチームの構築も含めて一考していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。
5番 和田一雄君。
- 和田議員 今言われたように、全くそのとおりだと思いますが、その中で商店街の振興組合とか、また商工会、そういったものを含めた、まず安芸高田市の先ほどの多文化共生の士気と、それから商工観光課、また生涯学習課、まちづくり支援課、こういった4本柱がございますが、これを一本化、統合して当たられたらいいんじゃないかというふうに思います。
それから、こういったことをするという事になれば、それだけの、先ほども話がありましたが費用も要りますし、今後こういった、どこから財源を持ってくるか、こういった財源確保の策があればお聞かせ願います。
- 藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 非常に難しい質問でございますけど、財源的には、今非常にこういう国の施策とかということにはございませんけど、こういう施策が将来的に持続するものであれば、国、県なりも理解してもらえる展開ができるんじゃないかと思っております。
そのためには、議員御指摘のように神楽とか歴史とかスポーツとかを結びつけた発想で、より確かなものにして提案していく必要があるんじゃないかと思っております。
いずれにいたしましても、現在のままでは非常に中途半端でございます。毛利元就の歴史にいたしましても中世の歴史でございます、例えば資料をつくらうと思っても、それに対する資料がないので文科省は許してくれません。観光資源として目に見えるというのは難しいんですけど、

ないものを説明していくというのは非常に難しいところはあります。だから、先ほど申されましたようないろんな安芸高田市には財産がございます。甲立古墳、毛利元就、スポーツ、それから文学、芸能というようにあるんで、これらをうまく組み合わせて、できれば採算のとれるような施策展開にまた持っていきたいと、かように思っていますんで、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

5番 和田一雄君。

○和田議員 こういったことを行うためには財源が要るわけで、これは財源は県の今制度はないんですが、国の中に制度はあるということで少し述べさせていただきますと、一つは地域商店街活性化法に基づく支援制度、いま一つは中心市街地活性化法に基づく支援制度と。どちらも3分2の補助率で、前者は上限が5億円、後者は上限が10億円。ちなみに、現在こういった制度を利用されておるところ、府中市がこの部分で10億円の部分を今、基本計画を認知されてやられております。それで、予定はあと三原市、福山市が今予定されておるといふことと、1番目の5億円の分については、呉の中通商店街振興組合が現在それを認知されてやられております。

といったことで、こういった財源があるわけですから、利用できるものは利用させていただいてやられればと思いますが、いかがですか、御意見を賜りたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 確かに地域商店街活性化とか中心市街地の活性化に対する補助金ございますけど、これ非常に市の将来的な方向性がしっかりしないとなかなか市民の方にもまた迷惑かけますし、大変なことだと思いますけど、こういう制度活用をするにしても、やっぱりこの商店街が将来的に活性化にもつながるといふプロセスをしっかり書くことが大事だと思っております。

県内各地、この吉田町と似たような地点はございますけど、皆このことで一応悩んでおるといふことでございます。このプロセスをしっかり明確にして、先ほど市民の方に理解を得られるならば、こういうことにも私はしていきたいと、かように思っていますんで、御理解を賜りたいと思います。

我々行政のほうもしっかり勉強して、市民の方々にも理解を賜るべく努力もしてまいりたいと思っておりますんで、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

5番 和田一雄君。

○和田議員 今、私どものほうでこういったことに関して調査をしておりますんで、また資料ができましたら提出をさせていただきたいと、かように思いま

す。

以上、日本共産党、和田一雄の質問を終わらせていただきます。

○藤井議長

以上で和田一雄君の質問を終わります。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員

9番 宍戸でございます。さきの通告に基づきまして、市長に質問をいたします。

まず、鳥獣による農産物被害防止対策についてでございます。

先人、先祖の先輩たちが長年にわたってこの安芸高田市の農地を守り、また改良してきた、このことによって今現在がある、安芸高田市の発展があると言っても過言ではないというふうに思います。

しかし今、これは過疎化も含めて高齢化もありますけれども、有害鳥獣による農産物被害というのがどんどん拡大をしているというふうに聞いております。私も実感としてそう思います。

そこで、この農産物というものを相守るということ、いろいろ市長になられて農業に対する行政施策、ブランド化にしても地産地消にしてもいろいろな施策を打っておられますし、これは大変いいと。農機具補助にしてもそうです。そういういろいろな意味で行政が進められておりますが、最終的には農産物を収穫し販売しないと、これは結果としていい効果ではないというふうに思うわけです。

そこで私は、特に今回について、鳥獣による被害の防止をできるだけ食いとめる、最小限に食いとめるということから、市長の答弁をお聞きしたい、こういうふうに思います。

そこで、まず市長さんにお聞きしたいんですけども、この有害鳥獣防止対策について、基本的な考え方というものを答弁、お答えいただきたいと思います。

○藤井議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

ただいまの質問にお答えをいたします。

近年、本市におきましては、イノシシとシカによる被害が増大をしております。農家の生産意欲の減退という深刻な状況を招いております。議員御指摘のとおりでございます。

自己財産である農地については、所有者みずからが守るとというのが基本ではございますが、高齢化等により、個人の力には限界があり、国や自治体、農業関係団体等による鳥獣侵入防止施策の設置助成、有害鳥獣捕獲班による捕獲、ひろしまの森づくり事業による鳥獣被害を防止するための緩衝帯の整備、また、先般御質問がありました鳥獣が好まない作物の奨励とかいうことを総合的に支援をしてみたいと思っております。

基本的には、先ほど申しましたように自己財産でございますので自己所有でございますけど、この安芸高田市におきまして、高齢化した状況

におきまして大事な農業を守るということは限界がございますので、行政のできるだけの支援をしてまいりたいのが基本でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 先ほど市長答弁いただきましたが、確かに自分の農地、農作物は自分で守るといのが、これは基本原則だろうと思うんですね。ただそこには、農産物というのは国民の食生活のすべてにかかわってくる問題でありますので、これに対する行政施策というのは大変重要な意味を持つと、私はそう考えております。

そこで、今、有害鳥獣駆除班の方も一生懸命駆除に対して力を注いでいただいております。その中に、今農家の要望にこたえることがなかなか難しい状況にあるということをお聞かせいただいたんです。そのことについては、まずこれは、いろいろと銃を持って銃撃をする場合にはいろいろな規制があるわけです。例えば銃砲刀類の所持取締法とか、それから有害鳥獣いうんか、鳥獣保護に関する、また猟に関する適正化に関する法律とかいろいろありまして、銃の発射規制といいますか、銃で撃つをする制限というのがあるわけです。それは法律ですから当然守らなきゃあかんし、それは人間を守ることからしても、危険な銃砲をどこでも発砲してもいいということにはなりません。しかし、今鳥獣がたくさんおる中で、有害鳥獣として位置づけているイノシシとかシカがたくさんいる中で、これを十分な駆除班としての活動が難しいと。

その一つには法律がそういう規定がありますと同時に、やっぱり特に200メートル以内、これは判例で出ておるようでございますが、200メートル以内に人とか住居があったら発砲は控えなさい、してはいけないというふうには法律にはありませんが、しかし事故があったときの判例として、やっぱり発射した方が完全に負けと、これは当然であります。これは法律があろうがなかろうが、これは発砲したもんが向こうの的を確認しなかったということからしてもいろいろと、どう考えてもそれは発射した方が負けということにはなるわけですけれども、しかし、そういうふうな状況を考えてみますと、駆除班の人もなかなか思うような駆除ができないと、こういうところはどうにかならんかというふうなちょっと相談も受けたわけです。これは安芸高田市だけの問題ではないというふうに思います。これは近隣の三次にしても庄原にしても、広島市でも、広島県全体の問題だろうと、こういうふうに思うんです。

今、警察のほうも強い指導でこれを望んでいるということは、これは間違いないというふうに思いますが、これは先ほど申しましたように、人間が被害を受けたら大変なので、事故があったらいけないので、こういうことは重要なことだろうと、大切なことだろうというふうには思いますが、そういうところの悩みもあると。そういった駆除班の悩みの中でいろいろ活動をしておられるということも、ちょっと市長さん、考えておっていただければと、こういうふうに思います。

それで、駆除班の活動そのものがいろいろと制限をされている中で、やっぱり防護さく等の設置ということがこれからは必要になってくると、自己防衛ですね。そのために、市長さん、先ほどできるだけの行政的な支援もしていくと、こういうふうな答弁でございましたが、今ここで私が申し上げたいのは、今、安芸高田市で補助金制度を設けてあります。これは例えば集落でやる場合には材料費の2分の1、限度額100万円まで、個人でやる場合は2人以上で5分の1の補助と、こういうことになっております。それで、JAもこのことについては補助制度を設けておりまして10%、JAで買った原材料費の10%を補助していき、限度額は10万円。それから、農協共済組合も補助制度を設けておりまして、これも5分の1ですね、20%以内ですから5分の1。集落、それから4ヘクタール以上の大型農家の場合は限度額を15万円と、個人の場合は3万円までと、こういうふうな制度をそれぞれ設けております。

市と他の団体との補助金の制度のあり方、違いがあるわけです。それは、農業共済組合にしてもJAにしてもそうなんですけども、共済については先に設置をして、その領収書を添付、コピーでもいいんですけども、申請書へ添付すれば、予算的な問題もあってすぐには対処できない場合もありますが、それでも補助をしてくれるわけです。

JAにしても先に申請するというんじゃなくて、設置をしてその納品書を添付して申請をすれば、おくれるかもしれませんが、10%以内の補助をすると、こういうことになっておるんです。ですが市の場合は、私も行政に長いことお世話になっておりましたので、大変難しいことではあるわけですが、先に申請をして、見積書を添付して申請をします。そして内示なり補助金交付決定があって初めて設置ができると、こういう状況のものになっております。ですから、他の団体とは市の補助制度のあり方というのは根本的に違うんだと。もう一回言い換えれば、他の団体については先に設置しなさいと。これは緊急課題ですよ。それによって補助します。市の場合は、原則的にはもう申請をして、内示とか決定があって初めて設置ができると、こういうふうなことになっておるわけです。

現在、ここで言うのも変なんですけれども、まあまあという形の中で、それは緊急課題のことなんで設置してもというようなこともあって案外幅も持っていておるわけですが、しかし、農家にとってみれば大変不安なところがある。特に集落全体でやるということになりますと、相当高額な費用が何百万もかかるというふうなことで大変不安である。しかも予算がないので、どうかわかりませんと、こういうふうなことになりますと大変不安なんです。そういうところを、市長さんは特に発想の転換をもっていろいろ行政経営をしておられますので、そこらの点について、事務的なことでありますが、何とか工夫ができないのだろうか、こういうこと。つまり、予算というものが基金を積み上げるか、例えば他の農協とか他の共済へお願いをしてそこでやっていただ

くとか、そういうふうな工夫が、即決ができるような工夫ができないものだろうかということをもまずお聞きしてみたいというふうに思います。

○藤井議長 　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 　最初の件でございますけど、発砲制限に関する拒否権、質問の趣旨なんですけど、これについてお答えしたいと思います。

先般、警察にちょっと行ってきたんですけど、要は安全を見る面から、それじゃあ何メートルでいいとか300メートルでいいとかというのは言えないということなんです。あんたが100メートルでいいと言ったけえ事故が起こったよというんじゃ困るということなんで、安全を確認して打ってくれということだったです。非常に難しい問題なんです。

よく行政の早着の話と似て、国会の予算が通らんのに事務所で工事をやらせてくれと言うたら、自分が責任とれないから県に言うけど、県にも責任とりとうない、国に言うたら国もとりとうないと。それじゃあやらんのかというのもあるんで、こういうような話はよく似てます。だけど、猟友会の方々は非常にとりたいということで、まずは安全確認して撃ってもらおうようにしてくれと、これを徹底してくれというお答えでございました。これは県警のほうのお答えだったんですけど、こういうふうに行政としても猟友会の方々が作業しやすいようなお手伝いをこれからもしていきたいと、かように思っています。

それから、活動しやすい制度となるよう検討ということでもありますけど、先般、担当課のほうに国の制度、市の制度、それからJA、共済の制度、これらを取りまとめるように市民へ通知することをやっております。その中において、国の制度あたりは会計検査がございますけど、市でやっておる分については、運用については、先ほど議員御指摘のように幅を持って運用できるような検討もこれからしていきたいと思っております。

いずれにしても、これは大切な作物を守るということでございますんで、いろいろ工夫しながらしっかりやっていきますので、悪いところはこれからも改良するという方向でいきたいと思っております。どうぞ御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 　以上で答弁を終わります。

9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 　補助金をもらうのに横着をするということは、これはだめなんです。ですが、今、農家の人も高齢化を迎えて、いろいろ補助金申請をします、特に鳥獣の関係で。市へ補助金を出すと、JAへ補助金申請をする、共済へ補助金申請をする、一つの補助金をもらうのに3カ所へするわけなんです。団体が違いますから当然だというふうに思うんです。しかし、いろいろ農家の人のお話を聞きますと、ちょっと目が薄うなったとか字も書くことが苦手になったとか、若いときには簡単にできたなんて思っておったが、年をとって見てやろうと思えばなかなか大変なんです。それ

で3カ所に、そういうふうなことを何とかまとまって1カ所的にどうにか、申請したらするっといくようにできたらどうかと、こういう農家の考えもいいますか、意見というものもあります。そういう点についても、ちょっと行政的に一体的な取り組みとしてやったらいいんじゃないかというふうにも私も思います。

なかなかこれは行政としても難しいところもあるとは思いますが、そこら、特に農家の皆さんの被害を受ける立場からいけば同じことなんで、農協も農協共済もこれはいけんということにはならんのではないかと、こういうふうに思いますが、その点についても市が窓口になって対応していただければと、こういうふうに思います。

それで、今の捕獲さくの設定についての予算が500万、当初予算で組んであります。現在、申請がどれぐらいで、大体補助金を出すとすれば幾らぐらい補助金が必要になるか、そこらをちょっとお伺いいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

産業振興部長 大野逸夫君。

○大野産業振興部長 現時点での申請件数を申し上げます。国の補助事業であります鳥獣被害防止総合対策交付金事業、これは申請件数が現在8件出ております。また、市の補助事業であります有害鳥獣対策補助金は、申請件数が24件となっております。議員御指摘のように、いずれも要望が年々増加をする傾向となっております。財政上の課題もありますので、私ども地域営農課のほうで進めておりますように、できるだけ広範囲で集落挙げて取り組んでいただく方がより効率的でいいということで、そういった方法を進めているところでございます。

また、中山間地域の直接支払い制度も新たに22年から向こう5年間、26年までスタートいたします。そういった事業を活用しながら、有効的に取り組んでいただけるよう啓発をしているところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 一つちょっと答弁漏れがあるというふうに思うんですが、想定される補助金金額がどれくらいになりますかということの後で。

それで多分、多分ですよ、500万じゃあ足らんのじゃないかと、こういうふうに思うんですね。そうしますと、初め市長さんが答弁をされました、行政的にできる支援はすると、こういうことであります。しかし、これは予算が伴うことであります。また、先ほど部長さんもおっしゃいました、財源が伴うことでございますので、はっきりとした答弁はできないかもしれませんが、ここについては、特に次期議会によって補正で対応すると、こういうくらいの答弁は、私はあってもいいんじゃないかと、こういうふうに思います。そこをお聞きいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 市補助につきましては、不足分につきましては、中身を正当であれば

次期市議会のほうに予算も提案していきたいと思っております。

国のほうにつきましては、これもまた予算も伴うんですけど、国のほうに強く要望してまいりたいと。いずれにいたしましても、予算と、それよりか申請件数はふえているわけですから、できるだけ申請についてはおこたえしていきたいと思っております。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

産業振興部長 大野逸夫君。

○大野産業振興部長 市費の補助制度であります有害鳥獣対策補助金事業でございますが、これはこの24件総額で812万4,000円となるところでございます。

以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 それで、この有害鳥獣に関する一般質問をされた現同僚議員もたくさんいらっしゃるわけなんですけれども、毎回毎回こういう質問が出ると、こういうことになるんですけれども、政策的にやっぱりこれは食糧を守るということを考えたときには、ある程度もう少し幅の広い予算計上というのも、これ必要なんじゃないかと、こういうふうに思いますが、そこらについての配慮も考えていただければと、こういうふうに思います。しかも毎年毎年の、当面恒常的な問題になってくるだろうと、こう思うので、政策的な配慮ということも考えていただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

口蹄疫対策についてでございます。これは今、新聞、テレビで宮崎県を中心に、中心は宮崎県なんですけども、相当な被害、甚大被害は出ておるし、口蹄疫、国家的危機というふうに新聞でも大きく見出しが出ておるような状況です。

私も宮崎県、実態を把握したわけではございませんが、テレビ、新聞、それからいろいろな情報から得た情報で考えてみますと、やっぱりこの問題は口蹄疫だけ、口蹄疫が原因ではあるんですけども、それによってすべての産業が影響してる。例えば豚にしても牛にしても、それが殺処分されるということになると、飼料会社の問題、運送業の問題と、食肉に関係する機関、大きく相当の被害に影響してくるというふうに聞いておるわけです。ですから、口蹄疫、国家的危機というふうな表現になったのかもしれない。ですから、畜産農家だけの問題ではないと、こういうこと考えております。

しかも、これは人的被害というよりも自然災というふうに私は思うんですね。だれがどうしてどうなったというんじゃないくて、ある日突然こういう病気が出たよと、こういう幾ら注意しとつてもこういうのは防げるということはなかなか困難な状況であったんではないかと、こういうふうに思います。

しかし、今、宮崎県の現状を見てみますと、どんどんどんどん拡大をしておるといふふうに新聞紙上でも言っておりますね。これは待てよ、

安芸高田市も他人ごとじゃあないのう、こういうふう思うんです。安芸高田市においても多くの牛を飼っておられる農家の人もいらっしゃいますし、このことを考えれば、大変不安な日々を暮らしておられる、強いられているというふうにも思います。

そこで、今までは自然災害ということになりますが、これから安芸高田市の初動対応を考えたときに、人的災害にもつながるようなことになるんじゃないかというふうなちょっと心配があるわけです。心配せんでもええよということになるかもしれませんが、そこで、今現在、今、畜産農家に対する支援策と申しますか、対応をどのようにしておられるかお聞きしたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 平成22年4月20日、宮崎県での口蹄疫の発生が確認をされ、周辺の牛や豚などに次々に感染し、拡大を食い止めることができない状況にあるとして非常事態宣言を行ったことは、新聞やテレビ等の報道により周知のとおりでございます。

和牛飼育や酪農が盛んな当市といたしましても、口蹄疫の侵入経路や原因が特定されてない状況を見ると、いつ当市で口蹄疫の発生があるかわかりません。

広島県西部畜産事務所からの情報や指導に基づき、関係機関と連携して市内の牛や豚などの飼養農家に対し情報提供するとともに、家畜の状態の観察や農場、畜舎へ出入りする際の消毒の実施、当該地域への旅行の自粛等の徹底をお願いをいたしておるところでございます。

特に口蹄疫ウイルス侵入を防止するためには、農場の消毒を実施する等、飼養衛生管理の徹底が必要であります。広島県は、家畜伝染病予防法の規定に基づき、消石灰を各飼養農家に対して5月19日に1袋無料配布し、5月31日までに消毒を実施するように通知をいたしました。

市といたしましては、消毒の徹底を図るため、JA広島北部農協と連携して、6月1日から消石灰を無料で各農家へ配布をしているところでございます。

引き続き口蹄疫が終息するまでの間は、追加分についても無料で支給するよう考えているところでございます。

今後も宮崎県の状況を注視するとともに、市内の飼養農家等への情報提供や消毒の徹底をお願いし、安芸高田市から口蹄疫が発生しないよう十分関係機関等との連携を密にし、努力してまいりたいと考えております。

しかし、安芸高田市には現在、94戸、5,030頭の飼育がされております。このことを考えると人ごとではないということでございますので、いつこういう状況が来たとしても、早急に対応できるシステムづくりをするよう、担当課に今指示しとるところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 本来にこの口蹄疫については、宮崎県の農家の皆さん、私も過去畜産経営をしておったわけですからよくわかるような気がするんですけども、病気になって死ぬかどうかようわからん、病気になつとるんかどうかわからんというのを殺処分しなくちゃならんのですね。動物長いこと飼いますとね、ペットのような感じになってくるんです。そういうことを考えたときに、やっぱり情が移って、本当心が痛むというふうに思います。大変、じゃあ私自身が個人がどういうふうにお手伝いできるかということとはとてもできませんけれども、本当お気の毒だなということしか言えないというのが残念な気持ちでございます。

そういうふうなことを考えたときに、安芸高田市においてまた発症したということにならないような最善の努力というものをやっぱり考えていく必要がある、こういうふうに思います。そのために私は、今すぐということになるかどうかわかりませんが、私は今すぐということにしたいと思うんですけど、何らかの対策本部的なものを設置して、どこかの課を設けて、情報がどんどん入って、情報を安芸高田市の皆さんへ発信できる、そういう体制をしていく必要があるんじゃないかと、こういうふうに思います。

それから、ちょっと今、畜産農家の頭数を言われたんですけど、農家の数と。ちょっとこれ、有蹄類の中で特に今回は偶蹄類がかかりやすいと、ヤギとか豚とかつめが分かれとる。奇蹄類で馬もかからないことではないと、かかりにくいんだそうです、なぜかわかりませんがそういうふうに。例えば人間にも極めてまれではあるがかかると、こういうふうな口蹄疫いうことになっております。しかし、毒性が弱いために、人間にかかった場合でも大体1週間程度で回復すると、こういうふうな状況にあるようです。

そういうことを考えてみたときに、これは畜産農家だけではありません、すべての市民の皆さんがこれを防御するために最善の努力をすることがこれから問われてくる。そのためには対策本部を設置して、それぞれの市民の皆さんに人ごとではないんだと、あなたもかかるかもわからんよと、余りにも不安をあおるということはいかかなものかというふうには思いますが、しかし、それぐらいにしてできるだけ防除をしていってほしいと思います。私自身も何ができるかということをお聞きしてみたいと思います。

それから、もし最悪の事態に安芸高田市で口蹄疫が発症したというときに、例えば、これは宮崎県のほうでもわかるんですけども、殺処分して、それを穴を掘って埋める、そういう処分をしておるわけですね。ですから、安芸高田市の場合はどこへ穴掘ってやろうかというふうなことも、最初に申しましたが初動対応というものが大きくこの拡散につながっていくというふうなことを聞いておりますので、どこでもええ、掘って埋めるというわけにいかんのですね、地下水の問題もあるでしょうし。

そういうふうな地形的な問題もありますので、しかも、私は最悪の場合を言うとするんですよ、なるというんじゃない。最悪の場合は、今何千頭かおっしやいましたが、それらが殺処分ということになったときにどう対応できるんだらうかということも、やはり想定した対策本部というのも必要ではないかというふうに思いますが、いかがでございましょう。

○藤井議長 　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 　　浜田一義君。

○浜田市長 　　貴重な御提言ありがとうございます。宮崎県、いつこのような事態が安芸高田市になるかもわかりません。御承知のように、そういうことを想定しての検討というのは必要だと思います、これからも。

　　今現在、どういうとこと連携をとってどういうふうに対応するかということとは指示してるんですけど、どこに埋めるかということまではいつてないんですけど、こういうことを想定して、やっぱしやっていくことも行政の市民に対する安全の一つだと思います。対策本部をつくるということにつきましてはちょっとこっちへ置きまして、こういう検討を担当課とはちょっとしてみたいと思っております。事態によっては対策本部という結果になりますけど、一応まだ全然そういうことが見えないんで、我がまちとすれば、もしかこうなったらどういうとこと連絡して、どういう連携とるんだということだけはしっかり今連携をしているとことでございますけど、一歩踏み込んで、初期対応についても検討してみたいと思っております。非常に、だけど、ただ、ただ、どこまでやるかというのはまた課題なんで、ある程度、現段階で行えることはひとつやっていきたいと思っております。御理解賜りたいと思っております。

○藤井議長 　　以上で答弁を終わります。

9番 　　宍戸邦夫君。

○宍戸議員 　　私は最悪の場合を想定して申し上げたんです。実際なるということじゃない、なってほしくない、そういうことで、もしいうときの体制、市長さんは平素から自主防衛とか市民総ヘルパー構想とか、いろいろな構想といますか、発想をして展開をされておられます。これにもそういうことがあり得るといふふうに、関連してくるといふふうにも思いますので、その点について職員一丸となった取り組みをしていただきたいと思っております。

　　宮崎県においても発症することによって市の職員が昼夜、ほとんど毎日ついとる、そういうふうな状況を聞いておりました、平素の通常業務ができない、こういうことも聞いております。そういうことになりますと市民の生活にも相当影響してくるといふことで、ぜひとも対策本部というのはこっちへ置いとくんですけども、初動体制に誤りがないような対応をしていくべきだといふふうに申し上げまして、終わりたいと思っております。

○藤井議長 　　以上で宍戸邦夫君の質問を終わります。

　　この際、11時20分まで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~  
午前 11時03分 休憩

午前 11時20分 再開  
~~~~~○~~~~~

- 藤井議長 議事を再開いたします。
続いて、通告がありますので、発言を許します。
7番 先川和幸君。
- 先川議員 7番 無所属、先川和幸です。さきに提出しました通告書のとおり、市長及び教育長にお伺いいたします。
まず、林道入江・戸島線の事業計画についてでございますが、本事業の概要と今後のスケジュールについて市長にお伺いいたします。
- 藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 ただいまの先川議員の御質問に対してお答えをいたします。
林道入江・戸島線の事業計画についてでございます。本事業は、国の地域再生基盤強化交付金のうち、道整備交付金で整備する計画でございます。概略設計においては、延長5,017メートル、開設区間2,180メートル、改良区間2,837メートルで、幅員は4メートルで計画しております。今月中に県知事に新規要望説明を行い、その後、林野庁へ計画書を提出することとなっております。順調にいけば平成23年度に採択となる予定であります。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。
7番 先川和幸君。
- 先川議員 順調にいけば23年度というお話でございますが、本事業の経緯を見てみますと、合併前の平成14年ごろから計画され、その後、地元説明会もたびたび行われておりますが、今日までその事業実施に至らなかったその理由についてお伺いいたします。
- 藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 この路線の計画につきましては、合併以前から吉田町、向原町、八千代町と協議を重ねながら具体化に向けて推進をしてきたところでございます。また、合併協議会におきましても、新市建設計画において町と町を結ぶ環状軸として位置づけられたところでございます。
しかしながら、合併後においてさまざまな事情がありまして、優先順位を精査する中で一時休止の状態となっております。その選択がどうこうでなしに、当時の林道整備の状況等で決まったことと思っておりますが、私が一昨年市長に就任したときに、一応これかかわっておりましたので、環状軸としてぜひ大事なんじゃないかということを再度県のほうへお願い申しましたところ、御理解を賜りスタートしてもらったものでございます。
このことはただ林道整備ということだけでなく、近くの林業の有効活用と

か、やっぱし将来的な沿道の開通も含めた大事な路線でございますので、計画についての御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

7番 先川和幸君。

○先川議員 次に移ります。

この事業は用地の買収をせず、地権者の土地使用許可を取りつけるとありますが、現在の土地使用の同意状況についてお伺いいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 5月31日現在で、地権者総数48名のうち、85%の方から工事施行の同意、土地使用の承諾書をいただいております。

用地は無償でございますけど、立木等の補償につきましては検討中でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

7番 先川和幸君。

○先川議員 本年度の当初予算で環境調査業務として200万円計上されておりますが、その調査の目的と本事業との関連性についてお伺いいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 本事業につきましては、非常に山の中につくる林道でございまして、いわゆる環境に配慮した整備計画にしたいと思っております。環境アセスメントの法的な実施の義務はございませんが、ルート頂上付近、特に赤芝湿原のすばらしい景観のところがございます。これらを生かす意味からも、実態を調査しまして詳細設計の参考にするために実施したものでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

7番 先川和幸君。

○先川議員 国政におきましては、昨年来政権が変わり、コンクリートから人へと従来の政策から大きく変わろうとしております。しかし、コンクリート面の社会資本がまだまだ不足している本市において、とりわけ本市の土地面積の80%をも占める森林について、その保全の手法の基本とでもある林道の整備が大変おくれております。この整備こそ次世代への真の贈り物の一つと思われませんが、市長の所見をお伺いいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 林業の振興を図り、森林の整備を図ることにつきましては、議員御指摘のように私も同感でございます。今後におきましても、既設の林道を基軸とした作業道の開設について、広島県及び高田郡森林組合等の関係機関との協議を重ねながら検討していきたいと思っております。

この林道というのは、環境面からも今、非常に政府のほうからも重要視されております。CO₂削減につきましても、この林道の果たす役割

というのは非常に大きいように聞いております。我がまち80%の森林でございまして、これを生かしたまちづくりというのはこれからも大切なことだと思いますので、我々も足元に置かんように、この林道開発につきましては力を注いでまいりたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

7番 先川和幸君。

○先川議員 林道入江・戸島線が早期に事業実施されることを多くの関係者が期待しておりますことを申し添え、この質問を終わり、次に移ります。

本年4月1日より行われております向原公民館の管理の変更について、教育長にお伺いいたします。

向原公民館は昭和45年に建設され、以来、町民の生涯学習の場の中心的役割を果たし、現在も39ものサークルが週2回程度活動しております。また、昨年は教育分室が廃止され、現在進められている行財政改革のもと、組織のスリム化が一段と進められていることも町民は肌で感じておるところでございまして。

私は、教育委員会が毎年出されている教育要覧の中に、人輝く安芸高田とか協働のまちづくりとか、また市民一人一人が豊かな人生を送ることができるようにとか、すばらしいキャッチフレーズと理念が掲げられている中で、時としてこの言葉がむなしく聞こえることがあります。

あることを変更するに当たっては、当然のことながら実態を十分把握し、関係者の意見も聞き、その上で実施しないと、市民にとってもこのキャッチフレーズが、この理念がむなしく聞こえるのではないのでしょうか。

そこで教育長にお伺いします。この4月1日より管理変更された理由と、実施に当たり関係者との協議、説明はどのようにされたかお伺いいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 御承知いただきますように、地方交付税の合併特例による加算措置の期限も目前に迫り、現在、市を挙げて行財政改革に取り組んでおります。生涯学習の場におきましても、限られた財源、限られた職員で地域の生涯学習活動や地域の活性化への支援に取り組む必要がございまして。

議員御指摘のように、クリスタルアージュを除く5つの文化センター、公民館では、平成22年4月から職員による管理を午前9時から午後6時15分までとし、その後午後10時までは利用団体等による自主的な利用に変更しております。

この5つの文化センター等では、職員が1名と週29時間勤務の社会教育指導員等1名の2名体制で週6日開館することとして、日曜日を閉館をし、月曜日を休館日にすることにより、会社員などの利便性を図るなど、勤務形態を工夫し、最少の費用で最大の効果を得る管理運営を行っております。その経過の中で、夜間利用につきましては、利用者の協力をいた

だくように変更したものでございます。

なお、御指摘いただきましたかぎの受領等につきましては、利用団体の皆さんの御意見を聞きながら改善を行うことにしております。

今後の社会教育施設の管理方針につきましては、こうした厳しい財政状況の中で地域の生涯学習活動や活性化の拠点として、その機能と利便性を高め、市民の生涯学習活動が促進されるように努めてまいりたいと考えております。

そのためには、職員や社会教育指導員等の人材を育成するとともに、地域の指導者や文化センター等の運営ボランティアの育成や、利用者が自主的に活動できる環境を整え、維持管理経費の縮減を図ってまいりたいと考えております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

7番 先川和幸君。

○先川議員 変更理由いうことを今答弁されたと思うんですけど、関係者の協議、いわゆる使っておられる関係者の協議いいますか説明いいますか、そういうところはどうなっていたんでしょうか、お尋ねします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 ただいまの質問にお答えいたします。

関係者等の個別の協議は行ってはおりません。おりませんけれども、そこに勤務しとる社会教育指導員、あるいは生涯学習施設の職員に相談を持ちかけ、市全体のバランスを図りながらそのように変更したものであります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

7番 先川和幸君。

○先川議員 ことしに限らず、やっぱり行財政改革のもとに相談もしなくにして、執行者のほうでこうするということがこれからも多々あろうかと思うんですが、先ほど言いましたように、やはり教育便覧にも書いてありますように、光り輝く安芸高田とか協働のまちづくりとか、単なるその言葉が本当形骸化されんように、少しでもこういうふうになるんだというようなことはやはり利用者の方に説明をしていただきたいと思います。

次に移ります。

午後6時15分以降、午後10時まで、先ほど使用者責任というようなことを言っておられましたけど、職員がいなくなったときの施設の管理責任者、これはどなたになるのかお尋ねいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 先ほどの答弁の中でも少しお答えをさせてもらっておりますけれども、御指摘いただきましたかぎの受領等、管理等につきましては、向原町の利用される皆さんの声も聞く中で、正面玄関を入ったところが自動ドアになっておりますけれども、その横にかぎ箱を設置いたしまして、そこ

で今までは市役所のほうで日中に借りて、それから夜利用されるときにかぎをあげて利用されるというようになっておりましたが、不便であるということから、我々のほうも利用される方の御意見を聞かせてもらいまして、正面入った右側のところにかぎ箱をつくりまして、そこに施錠をして、その施錠のかぎ番号につきましては利用者の方に説明をし、理解をしてもらって、そして利用される前にそこをあげて、利用が済んだらそこにかぎを返してもらおうというようにしておるところであります。

したがって、他の社会教育施設等でもそのようにかぎの管理はやっておりますので、利用者の方のお話を聞きながらそのように変更させてもらいました。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

7番 先川和幸君。

○先川議員 私がお尋ねしとるのがかぎの云々ではなしに、施設の管理者がどなたかということをお尋ねしておるわけでございます。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 施設の責任者は、公民館は公民館長であります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

7番 先川和幸君。

○先川議員 今の公民館長ということでございますが、若干ずれがあるようでございますので、今後精査していただきたいと思っております。

次に移ります。

昨年、近くのコンビニで強盗未遂事件が起こり、犯人はまだつかまっております。また、当公民館の玄関ホールは小・中学生の安全な待合場所としても利用されておりました。それもできなくなり、生徒、保護者から不満の声も上がっております。

こういう使われ方をしていたことを承知されていたのかどうか、また、夜間の施設の危機管理についてどうお考えになってるのかお尋ねいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 向原地域の特徴といたしまして、放課後、小・中学生が保護者の迎えを待つ場所として公共施設が利用されている実態があり、向原公民館と通称駅ビルがその機能を担っておりました。

調査によりますと、向原公民館が3ないし5名で、駅ビルで2ないし3名の利用実態があると理解をしております。こうした状況をかんがみまして、4月の向原公民館の閉館時間変更に伴い、もう一つの待合場所となっている駅ビルで待ついただくことにし、テナントの皆さんの理解と協力を得て、既に駅ビルを利用させていただくよう案内をいたしております。

今後とも地域の皆さんのお知恵もいただきながら、児童・生徒の安

全・安心な環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

7番 先川和幸君。

○先川議員 次に移りますが、向原には若者センターという類似施設があります。こちらは午後10時まで事業団職員の管理により安心して利用できるシステムとなっております。また、吉田公民館もそうなっていると聞いております。一体市は生涯学習をどのように位置づけられているのか、また今後、社会教育施設の管理方針についてお伺いいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 冒頭申し上げましたように、市の行財政改革の中で必要最小限度、我慢できるところは我慢し、そしてその中で利用する人が有効に利用できるよというのを考えながら進めておるわけでございまして、今、市の中で10時まで開館できるようにしておりますのは、お話しのように市のこの文化センターと、それから向原の若者センターでございまして、若者センターにつきましても、今現在は午後10時までとしておりますが、将来に向けては他の公民館、文化センターと同じような管理をしていく必要があると、このように考えております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

7番 先川和幸君。

○先川議員 整理すると、我慢するところは我慢し、これは行財政改革、行政のスリム化、こういうことはよくわかるわけでございますが、しかし、利用実態、実際にどう使われているのか、また、いわゆるどのような使われ方をしているのかということをよくよく考えてやられないと、一律によそがどうだからこういうふうにするというのはいかがかと思えます。

先ほども重ねて申しますが、いわゆる教育要覧の中にうたわれております人輝く安芸高田とか協働のまちづくりとか、本当にいい言葉が書いてあります。しかし、使ってるのはその地域の住民でございまして、市民でございまして。吉田のクリスタルはと、今までどおりとかおっしゃっておりますけれど、特に吉田を目のかたきにするわけじゃないですけど、吉田の住民と向原の住民が社会教育いう共通の場でどう違うんでしょうか。私は同じだと思います。施設だけを見ればそういうふうな縛り方があるかもわかりませんが、どうかその辺も使用実態を見られて決めたいただきたいと思えます。

最後になりますが、本当、施設を利用する者は善良なる市民でございまして。今後、より安全でより使いやすいよう、関係者と十分協議の上進められることを要望し、私の質問を終わります。

○藤井議長 以上で先川和幸君の質問を終わります。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

17番 今村義照君。

○今村議員 17番 あきの会、今村義照でございまして。さきの通告に基づきまして、

今回、市民総ヘルパー構想の体系化についてお伺いをいたします。

と申しますのが、さきの3月定例会における私の行政評価システム導入における市政のあり方について、市長と論議を重ねてまいりました。その折、市民への政策目標として、今回その論議の中から、従来の福祉施策を超えた市民総ヘルパー構想を市政の根幹に置くんだという答弁がございました。そのことは極めて高い評価をするわけでございますが、この構想なるものをもっとやはり体系的に整理をして市民の前に知らせるべきであろう、あるいは、行政施策としてその展開を図るとすれば、職員が一体となってこの構想の施策に向けた充実化を図るべきだろうというふうに思うわけでございます。

その折に、具体的なあり方の問題として二、三の例は市長がおっしゃいましたけれども、そのことをさらに具体化するために、その御意向を一步進めてお聞きしたいのが今回の諸点問題でございます。

その折に、今の市民総ヘルパー構想の理念的な概念として、市民に協力できるということはちゃんとしてもらうのが前提になるということの一つおっしゃいました。そして、行政からそのことを市民に訴えていくんだと、そのことも大きな今後の課題だというふうにおっしゃいました。さらに、今進めております地域のテーマとしても、自治振興会としても、もやいの精神でこれの啓発に当たりたい、こういったこともおっしゃっておられるわけでございます。

それらはあくまで概念的な理念でございますので、今回はさらにその一步進んだ形での展開について、諸点についてお伺いをしたいと思います。

まず1番目に、それを進める場合に、具体的な政策展開として関連する施策、これらも多分にあるかと思えます。そのことをほかの関連事業とあわせて体系化をしながら、さらに、今進めております市の長期総合計画との関連について位置づけをどういうふうにするのか、そういったこともやはり考える必要がありましようし、長期総合計画は今7年目に入っているわけでございますが、あと3年について、どのようなスパンでその構想を具現化していくのか、そのこともやはり市民の前に明らかにすべきだろう。そのことによって市長のお考えになるヘルパー構想がより現実的な形での施策展開になるのではないかというふうに考えますので、その点についてまずお伺いをしたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問に対してお答えをいたします。

市民総ヘルパー構想の体系についてという御質問でございます。この市民総ヘルパー構想ですね、やっぱり現在考えておりますのは、日本国において福祉関係のお金が2兆円規模で大体増大されております。安芸高田市においても1億7,000万やったかな、このぐらい1年間に。これは、私が新しい事業の展開をするわけではございません。国民の方々、市民

の方々が長生きをされていう制度の活用ということでふえております。今後、こういうお金についてはどうしても必要な金なんで確保していかないといけないと。そうかといって、日本の財源、非常に余裕のある状況じゃございません。ここで提案したのが市民総ヘルパー構想でございます。

具体的にどうこうといいますが、本当いうたらこれ、菅さんがやらにゃあいけんようなことなんで、私がちょっと菅さんよりか一歩ぐらい前へ行きようる話なんで、国との……。いや、本当なんです。だから、国も来年ごろからこういうことをやっていくと思いますが、我が安芸高田市は国に先駆けて、県にじゃないですよ、国に先駆けてこういうこともやっていきたいと思っております。

だけど、大体感じ적인ことは皆さんわかっていただくとお思います。今の状況でいきますと、非常に行政コストが高くなります。私が言うところ市民総ヘルパー構想というのは2つございます、意味は。一つは広義の意味と狭義の意味。広義の意味のほうは、これは福祉関係だけじゃなしに消防とか、今我々が推進してる自主防災というのもこれに入ります。この関係がなかったら、行政コスト、我がまちのように広いまちですよ。というのは非常にコストがかかります。おのおの出張所をつくれということになります。火事になったら燃えるじゃないかと、わしのとこ出張所置けよと、こういうような点からとても、財政的にもついていけません。これがまさしく、今、市の長期計画がございますけど、こういうこと抜けてるんで、このことを基底に考えていかないけん、かように思っております。

そういうことを踏まえた上で、ちょっと聞いていただきたいと思っております。だれもが老後も住みなれた地域で家族や親しい人たちと一緒に生活をしたいという思いがございます。無論、介護保険サービス等の公的なサービスを充実していくことは、家族の介護負担の軽減として必要なことであります。しかし、介護保険サービス等の行政が行う公的なサービスだけでは、今後の高齢者の増加に対応できない状況が予想されます。長期総合計画の中の住民との協働による行政の推進及び人と環境に優しいまちづくりにありますように、地域の住民一人一人が行政と一緒に考え行動する主体的なまちづくりの推進及び住民の相互扶助による、ともに支え合う地域福祉社会を構築していくことが必要と考えております。

市民総ヘルパー構想は、市民全員がヘルパーの資格を取得するというのではなく、福祉、介護、医療などの一般的な知識を市民の皆様方に持ってもらって、その知識で困っている近所の人、高齢者、障がい者の方々をみんなで地域で支え、また全員で支えることにより支える人も逆に心に元気ももらって、みずからがすばらしい生活ができる新しい支え合いの地域づくり、まちづくりを行うための仕組みでございます。生活・介護サポーターの養成等を通じてこの仕組みを早期に確立するように考えております。

この仕組み自体を市民の方々に協力してもらおうのは非常に難しいこと

もありますけど、今私ね、実は講師によく招かれとんですよ。そこで一番言ってるのはね、昔、NHKで「隣組」という歌があったでしょう。あったですね。私は説明下手じゃが、この歌聞いてみてくれと。みそを借りに行ったり地域のことのおばあちゃんの様子がよう出とる、歌の中に。とんとんとんからりと隣組いう歌が。この歌を聞いて、私が言うのはこのことだということで、難しいことじゃないんだと、こういうことを行政の基本に置いて新しい施策の展開いきたいんだということで、今啓発をかけてます。

また、具体的な施策は多分来年度あたりから国、県も打ってくると思いますけど、今考えているのは、これをボランティアだけではなく、今、福祉課長に言うとするのは、ある程度は持続的なサービスしよう思うたら、ポイント制度も考えられるんじゃないかと思ってます。この仕組み大変なんですけど、このことを今検討にするよう、今指示をしとるところでございます。

簡単にポイント制度と言われても、銀行一つつくるようなもの話なんで、非常に厳しいんですけど、課題はあるんですけど、そのことを乗り越えてでも、市民の皆さん方がボランティアでもやってやろうというようなことをいただかないと、この安芸高田市の高齢化率は支えていけないと言っても過言ではないと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

質問の途中でございますが、この際、13時まで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中の今村義照君の質問の途中でございましたが、発言を許可いたします。

17番 今村義照君。

○今村議員 まず1点目の課題として、具体的な施策展開と関連する施策について、どのように体系化され、長期総合計画との位置づけということでお聞きをしたわけですが、ちょっと答弁の内容が本来質問の趣旨から少し外れたところがあったかなというふうに感じております。

あえて整理しますと、私は現在進行しております長期総合計画にのっとった形での総ヘルパー構想だというふうに位置づけております。そのことは協議の考え方の中で、例えば相互扶助の問題なり、支え合いの問題なりというのは、まさに長期総合計画のそれこそ基本構想にあります協働によるまちづくりというふうにとらえておりますが、そのことについて長期総合計画の中でどのような今後の展開の仕方、余すところ、浜田市政は今から約2年ほど残っておるわけですね。そうすると、2年間

の間で、あるいは長期総合計画の今後の3年の間でこういったような形でこの基本構想を進めようとされるのか、そして、ほかな事業展開と絡めて、そこら辺をもう少し明確に体系化していただけないかという質問と改めていたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のように、長期総合計画ということでございまして、これは完璧なものじゃないとは思っていますので、見直すということを前提にして今考えています。

この私の提案の市民総ヘルパー構想ということをそういう体系のもとにここで一回見直しさせてもらおうと。その見直した形の上でまた議員の皆様方には施策の展開をまた明示していきたいと思えます。

これ今までこういう発想からとらえてないんで、協働のまちづくりといっても概念的な話なんで、これは財政を支えるという意味の総合ヘルパーでございますんで、これは近い時期に見直していきたいと思っています、これを。見直した上でこうあるべきだということ。ただ、それまでにやっておかなくちゃいけないこと、例えば地域の方々に協働扶助の御理解とか、それから地域振興のあり方とか、こういうものについては私どもとまた協力をお願いしていきたいと思えます。抜本的には、この長期総合計画の見直し、今、作業を指示しておるところでございますので、これを見直していくということでございます。御理解を賜りたいと思えます。

これは財政的にも非常に大きな財政効果がございまして。これを放置すると、先ほど話しましたように、安芸高田市のように広いまちは全部各支所へ出張所を置こうとか消防署を置こうとかという議論になるんで、このこと自体が大きな行政改革になります。こういうことを踏まえた上で長期総合計画の見直しを行って、また皆さん方に具体的な施策については提示してみたいと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思えます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

17番 今村義照君。

○今村議員 ただいまの答弁で、長期総合計画については見直しもあり得るかもしれんということもよく理解できるわけでございます。若干、その次の問題である総ヘルパー構想の意図するところは冒頭の答弁で述べられましたが、例えば国を挙げては2兆円、それは福祉関係でね。あるいは、市の場合は1.7億という具体的な数字も出ましたが、それらをいかに財政的な形で運用するために、その削減化といいますか、その指標に向かった施策が必要だと。その一環として総ヘルパー構想があるんだというのは極めていいことだというふうに私も高く評価するわけでございます。

さすれば次の課題でございますが、財政を考慮するんであれば、いわんや、長期総合計画の中にはございませぬけれども、26年度には市の合

併交付金も大きく削減、なくなってくるという状況を見た場合に、それに向けての、それこそ財源見直しの一つの方法として、このことが政策的に展開をされなければならないというのは、もうみんなの考え方やろうというふうに思うわけでございます。それに向けて、さすればその財政を計画に基づいた形で今後どういったような目標数値をね、ある程度立てるかということも必要であろうというふうに思うわけでございます。

この総ヘルパー構想を進めれば、近い将来にはこのぐらいの予算が生み出されると、国を挙げて今、この福祉関係、あるいは医療関係に関して、消費税の問題も云々とされている中でございます。そういったことは、やはり市の財政の中からこういう効果を出すんだということを示していくことがさらに今市長の言われてる総ヘルパー構想がより市民に充実した形で理解されるんではなかろうかというふうに思いますが、そこら辺の点について、財政面から見たお考えをお聞きをしたいと思いません。

○藤井議長 　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　市民にどのように説明をするかということは、概念的にはわかっていたとしても、やっぱりどういう効果があるというのが大事な話でございます。非常に難しい話ですけど、このことを明らかにすることによって市民の理解が得られるんなら、そういう作業はこれからも続けていきたい。この指標、定量的な把握というのはそういうことだと思いますけど、具体化によってこのぐらいの効果があるんだということは指標としてしっかり検討していきたいと思えます。けどこれ、非常に難しい話です。範囲が広いから、たら話になるかもわからんが、こういう便益がありますというのは市民にもできるだけ具体的な形で訴えていきたいと思っております。

それから、市民に対してどのように説明していくかということも御質問にございますけど、実は新交通システムで企画部の職員が寸劇で非常に市民の方々に理解を深めたということがございますんで、広報活動を十分やりながら、やっぱり皆さんの身近な感じで、寸劇も一つの方法だと思うんで、できるだけそういう形をとりながら市民の方々に理解をしてもらうんだと。よく説明をしたら皆理解をしていただくと思うんで、市民のみならず、まず我々行政のほうは皆一丸となってこのことを理解しながら、また市民の方々にも十分訴えていきたいと思っておりますんで、御理解を賜りたいと思えます。

○藤井議長 　以上で答弁を終わります。

17番 　今村義照君。

○今村議員 　先の質問に市長がちょっと目が行って、そのことに対して答弁をいただきましたが、私が聞いているのは、財政運営上どういった効果のほどを期待してそのことを市民に説明していくのか、そこを聞いとるわけでございまして、そこで、それは具体的な数字は出てこんかもしれませんが、

基本的な考え方として、例えば冒頭おっしゃいましたように、市に1億7,000万ぐらいの年間の予算が必要なんだと、これを削減、あるいは縮小化していくことが今後の財政運営上楽になるんだということをおっしゃいましたですね。じゃあそのことを今後どのぐらいかけて、例えば市民の前に何割ぐらい、その削減に向けてやっていくんだと、そのためには例えば健康推進策も含めてやらないといけないわけですね。そういったような概略の考え方でもようございますんで、そこら辺の考え方があればお示しになられたらいかがですかということで、改めての質問いたします。

○藤井議長 　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 　市民総ヘルパーがどの程度の効果があるかということでございます。まずは概念的にはわかっただけで思われます。これはいいと、今後の高齢化率を控えて、介護保険料は上げられんという社会の状況の中でどうしたらいいかということでなんですけど、具体的な効果につきましては、先ほど申しましたように長期計画の中で位置づけをする中、その成果についてはまた勉強していきたいと思っております。

これ、いろんな人と議論しているんですけど、ボランティア活動に関心が高まるということも大きな成果になってこようと思っております。それから、元気な高齢者がふえることによって高齢者自身の予防、介護といっても介護予防、これに対する医療費の抑制、福祉費の抑制ということがつながってくると思っております。全般的な介護給付費の抑制が期待されると。このことをいつの時点で定量的にこのぐらいと言えるかわかりませんが、できるだけその数字をあらわせるように、またこれも検討して考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

今まことに申しわけないんですけど、これやったら何億の金が浮きますということとはなかなか言いづらいんですけど、アバウトにしてもこういうことは必要だと思いますんで、御提案の趣旨を理解いたしまして、今後できるだけ定性的に、定量的にこの事業が把握できるように努めてまいりたいと思っておりますんで御理解ください。

○藤井議長 　以上で答弁を終わります。

17番 今村義照君。

○今村議員 　今の段階で具体的な形が出てくるというふうには思いませんけれども、やはり長期をにらんだ形の中でその目標設定を市民に示せるような形で、それこそ執行部を挙げてこのことに御努力を願いたいということを望んでおきます。

そういうことで、じゃあ今後市民にそのことをどういうふうの説明し、あるいはこれが3番の質問であり、4番目には先ほど市長が言われましたように定性的、あるいは定量的な形での目標設定については今後努力するというところでございますが、これはこの前にも言いましたけれども、やはり市民とともにあるのが行政のあり方でございますので、一方的に

市のほうからこういう状況にあるんだということを説明するだけでは、本来の行政評価の効果は出ないというのが私の基本的な考え方でございますが、一方では、やはり市民のニーズなり要望が組み入れられた施策が望ましいわけでございますが、そのためには、やはりせつかくの市民総ヘルパー構想がこういった形で将来の目標設定のための政策として考えておるんですよという情報は、これはのべつ出していかないと市民には理解が得られないというふうに思うわけです。

そこら辺について、今後どういったような形で具体的な目標設定をするのか、されようとしてるのか、それを例えば今後2年間の市長生活の中で構築をしてもらい、示してもらいたいというふうに思いますが、そこら辺のお考え方はいかがでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 市民総ヘルパー構想につきましては、あらゆる機会、広報とか、それから嘱託員会議とか、今度やる行政懇談会とかいうことで、今までも話してはいますが、今後さらに説明をしていきたいと思っております。その中で市民の方々の御意見があれば、またいい方向での修正も加えていきたいと思っております。

このことにつきましては、やっぱり広報活動は大事な話なんで、先ほど申し上げましたように、あらゆる手段を通じてこれからも広報には努めてまいりたいと思っております。

実際やっていく上で非常にわかってもらえたら、ああそういうことなんだということもございますんで、まずは市民の方々、身近な人に理解をしてもらうということをしっかりやっていきたいと思っております。

御指摘のように、このことは大事な話でございますんで、市民にしっかり理解をしてもらってしっかり協力してもらおうという基本的な方針でいきたいと思っておりますんで、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

17番 今村義照君。

○今村議員 具体的な形でこれからもっともっとしっかり職員間でも協議をしていただいて、そのことが本当の意味での市の目標施策につながるような形で御検討をお願いしたいということを望んでこの質問を終わりますが、次に、ハード事業との関連性についてどのように考えられるかという問題でございます。

私は、今のこの総ヘルパー構想が必ずしも福祉のみならずハード事業にまでやっぱり大きく影響するんだろうというふうに思ってるわけでございます。一つの例でございますが、お太助ワゴンの全執行が近づいておりますが、これらのこともやはり総ヘルパー構想と縁が切れる問題ではないというふうに思うわけでございます。これの目的は、お年寄りの方が安心してそれこそいつでも生活の行動範囲が広がり、元気で市民参加ができるという大きな前提でございますので、これらのことについて

は、この事業も大きく道路事情との関係も考えられるわけでございます。

そこで、例えば市の中心である吉田へどの地域からでも30分あれば来れる状況、そういったまちづくりがやはり必要だろうというふうに思うわけです。そのためには、どういったような形でその事業を進めるか、これらもそのヘルパー構想の一環として考えれば、市民に非常に理解が得られやすい状況だというふうに思いますし、具体的に市の執行部としても、そのハード事業に対する一つの目標設定ができるのではなかろうかというふうに考えますが、今は道路だけの問題で言いましたけれども、ほかの公共事業含めて、そこら辺の関連性について、この総ヘルパー構想を進める場合に、そういったハード事業との関連も非常に説明がしやすい材料の一つになるんだというふうに私は思いますけれども、そこら辺についての庁内の協議、検討、そこら辺についてのお考えはいかがでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 現在、第4期の介護保険事業計画によりまして施設の設備計画を行っておりますが、これからはハード事業の整備だけでなく、介護老人福祉施設でのボランティアの活動への生活・介護サポーターの参加についてボランティアポイント事業等の検討をすることとしておりますが、議員御指摘のように、この市民総ヘルパーというのは大きな意味がございまして、一つは狭義の意味、福祉の問題と、一つは広義の意味。広義の意味において、議員御指摘のようにハード事業においてこういうことがどういうふうにかかわりを持つのであろうかという検討をする必要があると思います。こういうテーマを持って今まで会議をしたことはないんですけど、きょういい提案いただきましたので、こういう視点からちょっと事業の進め方を考えていきたいと思っております。

現在、自主防災組織というのもやっています。これもやっぱし市民総ヘルパーにつながります。それから、振興会の活動についてもそうです、お互いの隣がどうしてるかということになってきますんで。それから、議員おっしゃいましたように新交通体系、今度市民の方がどこでも安心して移動できるということもこの交通につながっています。この幅広い、やっぱし今こういうことを関連をつけることによって、議員御指摘のように市民の方々も理解深まるんだと私も思います。だから、こういう関連づけをしていきたいと思っております。

幸い、今、長期計画の見直しやりますんで、それとあわせてこの事業、各事業との関連も考えながら事業の効率性を高めていきたいと、かように思っております。貴重な御提言ありがとうございます。細かい事業については、講習会をやるとか、これやっていますけど、大きなそういうことにつきましては、これから長期計画を見直す中においてちゃんとした位置づけを考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。貴重な御提言ありがとうございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

17番 今村義照君。

○今村議員 今までの答弁をお聞きして、やはりまだまだ全庁内にわたったヘルパー構想が浸透しているやにちょっとまだうかがえません。できるだけ今後、幅広い形で庁内論議を固めていただいて、この構想が具体的な形で展開できるような形で、そのことをしっかりと肝に銘じていただいて、それこそ全職員で市長の言われるこの構想がより現実的になりますように祈念をいたしまして、私の質問といたします。ありがとうございました。

○藤井議長 以上で今村義照君の質問を終わります。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

1番 前重昌敬君。

○前重議員 1番 会派絆の前重昌敬でございます。通告に基づきまして、最初、若者定住対策について御質問いたします。

本題に入ります前に、若干お時間をいただきたいと存じます。

市長、教育長も御承知のことは存じますが、4年に一度、世界を熱狂させるサッカーのワールドカップ南アフリカ大会が開催されております。日本代表の侍ブルーがカメルーンと対戦する初戦の光栄なきょうこの日に質問させていただくこと、議長初め皆様に深く感謝しております。

今回は日本代表にサンフレッチェ広島からは残念ながら選出はされませんでしたけれども、この安芸高田市吉田町のサンフレッチェ広島マザータウンユース出身であります駒野友一選手が選出され、現在はジュビロ磐田で活躍中でございますが、きょうのカメルーン戦ではぜひ出場いただき、得点を奪って勝ち点3を韓国同様、日本代表がよいスタートになるよう祈っているところであります。一生懸命戦って、悔いのない試合をしてもらいたいと願っております。これは市民皆さんも今晚はテレビ観戦での応援をいただければ、きっと勝ち点をもぎ取ることができると思いますので、安芸高田市民の皆さんで日本代表をしっかりと応援していきたいと思っております。以上、お時間をいただき、ありがとうございました。

さて、本題に入ります。サンフレッチェ広島は、御承知のように1993年、Jリーグ開幕当時から日本一育成型クラブを目指すとして、ユース選手の育成に力を入れてきておられます。このサンフレッチェ広島がこの安芸高田市吉田町、旧吉田町であります。この1993年に交流協定を結んで17年を経過いたします。自治省の若者定住促進プロジェクト事業の指定を受け、サッカータウンづくりに始まり、プロを目指す高校生の育成拠点を誘致するとともに、1998年には総事業費25億円をかけて天然芝ピッチ2面、人工芝ピッチ1面のサッカー公園の整備、1999年からはトップチームの練習拠点としても、地域に根差したチームを目指し、サッカーを通じた地域貢献につながっていることは、市長、教育長初め、安芸高田市民の皆さんも重々承知のことと思います。

2005年5月には、サッカー公園の隣に吉田温水プールも完成しました。現在では、日本でも有数のスポーツ施設であるとともに、乳幼児から高齢者すべての市民の健康増進施設としての位置づけされている施設と言っても過言ではございません。

吉田サッカー公園初め、近隣の施設等、毎年、延べ年間利用者数は増加傾向でもあります。また、Jリーグ初の全寮制を導入して、クラブ、高校、地域が三位一体となって地元吉田高校へ35名の生徒が現在通学しているサンフレースチームの影響は、一例で挙げますと全国大会へつながる予選試合など会場の使用、また全国からのユースチーム選手の来賓等、人、物、金含め、目に見える形、いわゆるハード面でございます。また見えない形、ソフト面での効果は、安芸高田市にとりまして非常に大きな形となっていることは間違いないと考えます。

今後、この急速に進む人口減少時代、超少子高齢社会時代に対応していくためには、若者定住対策は早急の課題でもあります。毎年、市長が施政方針の施策の大要で、特色あるスポーツへの支援と普及に努め、若者が集まり、活力あるまちづくりを推進しますとあります。スポーツは、若者や子どもたちに夢を与えるだけでなく、スポーツを通して子どもたちが健全に育つ効果も期待できます。若者が元気になり、地域が元気になり、安芸高田市に住んだら元気になった、健康になったという声が出てくるまちづくりが必要ではないでしょうか。

以上、述べさせていただいた内容を踏まえ、今後、安芸高田市としてサンフレッチェ広島マザータウンのサッカー拠点施設等の環境を生かし、若者が集い、活力あるまちづくりの推進に向けた中期、長期を見据えた今後の構想はありますか、市長、教育長へ伺うものであります。

○藤井議長 　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　　ただいまの質問に対してお答えします。

サンフレッチェ広島マザータウン立地の環境を生かした活力あるまちづくりの推進のための中長期的な構想はあるかという御質問でございます。

全国的な人口減少時代に突入し、とりわけ地方部においては人口減少が大きな課題となっております。議員が御指摘のとおりでございます。本市においても、少子高齢化の進展に加え都市部へ人口流出により、人口減が続いております。

本市は、サンフレッチェ広島に代表されるスポーツはもちろんのこと、歴史や伝統文化、豊かな自然環境など、多くの魅力的な資源を有しております。議員御指摘のとおり、人口減少に歯どめをかけるためには、本市の有する資源を有効に活用し、定住者の獲得、とりわけ子育て世代での獲得が必要と考えております。

活力あるまちづくりを推進していくためには、交流人口及び定住人口を増加させることが必要と考えております。本市の魅力を生かした交流

定住促進施策を体系的に検討し、行政だけでなく民間をも含めて、市が一体となって定住対策を進めてまいりたいと思っております。

議員御指摘のように、サンフレッチェは地元の方々にも非常にチームとしての理解度も高まっております。サッカー公園をつくった当時とは大分状況も変わっております。このことを議員御指摘のようにまちづくりに生かさん手はないと思います。先ほどから同僚議員さんの御質問にも答えてますけど、このサンフレッチェ、湧永のハンドボール、それから神楽田楽、それから甲立古墳とか元就の歴史とか、こういうのをやっぱりうまく組み合わせることによって定住対策に結びつけたいと思っております。

今現在、交流定住促進施策を今検討しておるところでございますけど、この中にそういう位置づけをしながら、実効性のある計画に取りまとめていきたいと、かように思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

1番 前重昌敬君。

○前重議員 今、市長のほうから答弁をいただきまして、最後に定住交流促進の位置づけということで、今検討中だということでしたが、若干、そうした中で私のほうで情報を聞かさせていただく中では、今後、今現在下部組織ユースチームというところがございますが、その以下、ジュニアユースの年代、またジュニア、こうしたところについての対応とした形のお考え等は現在おありでしょうか、どうでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のジュニアに対する検討ということでございますけど、今現在、我がまち、日本サッカー協会のほうから、非常にサッカーについては協力的だということで、実はアカデミー構想という話は持ち上がっております。これもしっかりしていかなないと大きな財政もかかる問題でもあり、先進地の事例等も見ながらやっぱり検討していかなきゃいけないと思いますけど、今具体的にここで話しすることはちょっと尚早だと思っておりますけど、前向きにこれは検討していきたいと、かように思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

1番 前重昌敬君。

○前重議員 今、市長のほうからアカデミー構想という形で、まだ若干この場では申し控えさせていただきたいということがありました。しかしながら、こうして6月11日から4年に一度の大会と、こういうワールドカップが今開催中がございます。この4年に一度の大会、今2010年でございます。今後2022年に向けて、日本招致委員会というものが立ち上げまして、それに向けて今現在、全国そういうサッカー協会を下部に置きまして構成をさせて動いておられると。今回のワールドカップでもそうしたところへ出向いて招致をされておるという状況でもございます。それを含めて

考えるのであれば、そうしたところにアカデミーという形の構想の中で、日本の今現在、福島県、熊本県、そうしたところでアカデミー構想といったものを実施をしておられるということをお聞きしております。そうしたところも行政のほうで視察に行かれてるんじゃないかなということも考えますが、そうした点、今の時点でアカデミー構想、市長のほうでまだちょっと待ってくれということですが、何かそうしたところへ向けて、やはり子どもはどんどんどんどん成長していております。先の2022年、特に日本で開催されるようになりますと、この広島県からの誘致いうものはまだございませんが、そうしたことが可能になれば、このサッカー公園というものは試合会場やなくしても練習会場、そうしたものも考えられるわけですが、御承知のように、今回カメルーンが日本とやりますが、そのカメルーンも中津江村といったところで、練習拠点ということで来て実施をされております。そうしたところも含めて、こうしたもし構想があれば、早く形の中で動いていかれるのが筋じゃないかなと私は考えますが、その辺、わかる範囲でよろしゅうございますので、答弁をお願いしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この課題につきましては、非常に大きなハードルと、これまでにないまちづくりでございます。我がまちがやっというんじゃないしに、大きく日本を相手にしたような大きな構想でございますので、慎重にやらざるを得んと思っております。

今、大体課題は、子どもさん方を例えば50人預かったとすれば、その方々がいわゆる県外から来られたときに十分受け入れる体制ができるかどうかということがあります。それから、学校の授業をやっていくわけですけど、その授業との絡みがうまくいくかどうかということで、そういう問題とか、今度は経費の問題とか、この問題は、けさほどもちょっと教育長、副市長と協議したんですけど、十分県、国とも協議をしていかないといけなので、そんな支援とか方向性ができた段階でまた皆さん方に供していこうと。市長、何言いよるんか、大言たれてからうそじゃないかと言うちゃあ困るんで、ここらは慎重にやっていきたいと思っております。できればこれは画期的なまちづくりにつながると思っております。

今、熊本とか福島でもやっておられますけど、基本的にはJリーグのほうも管理を自治体に任せてきたり、そういうような方向もあると思えますけど、このことが総体的に安芸高田市にとってその支援につながるということであれば、そんな協力もしてみたいと。そういう意味でちょっと、はよやります、今からどういうふうにつけますというわけにまでいかないんで、まだ国、県との、それからサンフレッチェじゃないしに日本サッカー協会との調整もあるということも御理解を賜りたいと思えます。我々も足元置かんように調査もしてますし、課題も今整理しておりますけど、非常にハードルが高いことは確かでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

1番 前重昌敬君。

○前重議員 なかなかハードルが高いということでございまして、しかしながら、先ほど同僚議員のほうからもありましたが、そうしたときにはプロジェクトチームとかいった、やはり水面下では動いていけないといけないのかなと私は思っております。市長が一人で動く形ではできません。そういう中では、市長さん、教育長含めて、そうした中での動きはあってもいいのかなと思っております。

今ありましたそういういろんな課題等あろうかと思いますが、例を挙げますとサンフレッチェ広島がこちらにユースを誘致して、今現在、もう17年ですか、たってるという形の中では、やはりそうした教訓は生かされるんじゃないかなと考えます。そうしたものを含めて、しかし若干今回と違うのは日本サッカー協会が主催ということで、Jのプロフットボールリーグの組織とは違います。その辺がやはり、この形がなかなか難しいかなと考えます。そうした中では、クラブ、学校、地域等がやはりそういう前向きな姿勢で動いていく必要があるんじゃないかなと考えますが、そうしたところを受けまして、今、市長のほうから答弁をいただきました。そして、今の中にもありましたように、アカデミーとなるとやはりそうした教育面、そうしたところが大事な形が確かに浮き彫りになってまいります。そうしたところにつきまして、今回、教育長のほうもそうした形の視察等もやられた中で、どういった御所見をお持ちか伺いたしたいと思います。よろしく申し上げます。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 先ほどの市長さんのほうがお答えになった件に関して、教育委員会としてかかわっておることについて概略を申し上げたいと思います。

サッカーアカデミーということについてのお話を市長のほうから伺いまして、どのようなものかにつきましては、学校の関係者を含めまして、熊本県の宇城市の小川中学校のほうへ行って帰ってきております。もう一つは、福島県のJヴィレッジいうところへ行かせていただいて、その様子も聞かせてもらっておりますけれども、要は教育課程の中にサッカーの練習をする時間を、かなりの時間をとるよということございまして、現状の教育課程の中では、それをとるだけの余裕がありません。したがって、熊本県のほうでいいましたならば、中学校の特別な教育課程を組むことができるということで、特例の申請を文部科学省のほうへしまして、真の国際人を育てていくんだということで、ただ単にサッカーをやる人間という意味じゃなしに、サッカーを通しながら国際的な社会の中で生きていける人間を育てる。そのためには語学力も、そしてコミュニケーション能力も育てていくんだということでございまして、繰り返すようございまして、熊本のほうへ行きましたら、中学校の教育課程について文部科学省のほうの特例をいただいて、それでやってお

る。

もう一つの福島県のほうでいいましたならば、これは中高連携校、中学校は町村の学校であります。高等学校は県立の高等学校であります。中高の連携校という形で、中高一貫校の構想の中でその構想を練っておるんですが、問題はやはり同じように、通常の教育課程ではできませんので、中高一貫連携校の中での特例を認めていただいて、その中でサッカーとか語学力を養成をすることによってやっておるわけでありまして。

そのことが本当にその学校にとってプラスになるかどうかと、長期的な展望も含めまして十分検討しないとイケません。もう一つは、この授業についてはすべてJFA日本サッカー協会もありますが、県そのものが、県の教育委員会でなしに県そのものが後押しをしておると。そして県の教育委員会もそれに一体となって動きをします。一市町村だけで簡単に構想を練るといふわけにはなかなかいかないので、大きな課題だというふうにとらえておるところであります。

以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

1番 前重昌敬君。

○前重議員 答弁ありがとうございます。

今言われたように、確かに特例、また中高連携ということではなかなか難しいという形で、県も動かしていかないとイケないという形をお聞きしました。確かに私もそうだと思いますが、しかし、やはりここで、どういうんですか、もじもじとして動いて動く動かないじゃなくて、やはり前向きにとらえていくことは私は必要なんではないかなと考えます。特にこうしたユースを、先ほどから言いますように例としてそういうクラブチームのユースをこちらに誘致してるところを踏まえますと、やはり特例等、そういうJクラブとのタイアップ、サッカー協会が言われてる中身も若干変わってくるのかもわかりませんが、そうしたところも含めて今後検討していただけるんもんじゃないかなと期待をしております。

この今の構想につきましては、市長さん、この形をこうした今構想を形にしようとした場合、今大体これは何年ぐらいをかけてやろうという考えがおありかどうか、その辺をちょっとお聞かせいただければと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 これ、今一応うちがやらなくちゃいけないことは、これをやっていく中で県としての効果とか安芸高田市の効果がどのぐらいあるじゃろうかということをしつかり、それを踏まえた上でサッカー協会とか県とか教育委員会の交渉は考えてます。概略的には、この夏過ぎたらある程度の方角性を出していかなくちゃ、やるとか前向きで考える方向は出していきたいと思っております。具体的には、さっき申しましたように検討する事項

は非常に多い思っています。

それで、非常に広島県、勝手に今言ってるけど、これ一応中四国で1校しかないんで、非常にほかのまちもいっぱい立候補してるわけであって、うちが勝手にやるいうわけにはいきません。だから、うちのほうがよそよりかりポート、すばらしいよという提案書を持っていかないと、サッカー協会も相手にしてくれません。これはサンフレッチェだけじゃない、協会のほうへなります。こういうことを踏まえて、今少し具体的には時間かかるかもわかりませんが、あえてそれに沿って検討してみようという、レポートをつくってみようということには、この夏ごろからなると思います。

ただ、これをなつたからすぐできるというものじゃないんで、それじゃ議員さんつくってから皆さん、検討委員会つくってやってけえよ、じゃあうちで議決したけえなるよというもんじゃないんで、この辺のところがあって、そういうような状況を見ながら、皆さんとも話をしていきたいと思っています。絵にかいたもちにならんように、基礎的なことは詰めてから、また皆さんの話ししたいと。これは県とかサッカー協会とかとの協議になると思います。御理解を賜るでしょうか。非常にまだ、それであんまり派手に動くと、今度は競争相手がまた余計出てきますんで、この辺もなかなかできん、難しいところでございます。

先ほど申しましたように、これ定住策にとつたら、優秀な人間が50人ぐらいこの安芸高田来るわけですからね、学校。そうすると、これは非常に大きなまちづくりになります。定住にもつながります。全国的にも非常に意識されるまちにもなります。効果がすばらしいだけに、ちょっとあいまいにしとこうがいいところがちょっと難しいところがあるんだけれど。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

1番 前重昌敬君。

○前重議員 今、夏過ぎてからということで本格的に入らせていただくということをお聞きしました。これが、やはりせつかくこの安芸高田市の宝物、この前も御承知のように湯崎県知事さん来られました。その中でも、御承知のようにこのユースが誘致をされまして、今そこの三矢寮で寮長として働いておられます稲田さんが出席をされまして、ひとつ知事さん、サッカー公園をよろしく願いますということは言っておられるわけでございます。そうしたところも含めて、やはりそうしたところを外部からの声も知事さんの中には伝わっておることじゃないかと思っておりますので、どうかここで後ずさりがないように、前向きな形でひとつこのアカデミー構想を進めていただければと思います。

特に今、保育園、小学校、中学校、高校と、どんどんそういう、特に今年度いうことはございませんが、子どもたちは盛んな活動でサッカー以外でもかかわってくるようになってきているのは現状でございますので、そうしたところに元気が出ると、先ほど申しあげましたように元気をも

らわないとやはりこの安芸高田市、どんどんどん人口が減少してしまいます。そうしたところも含めて、ひとつ教育長、市長さん、元気を出してもらうような形で、構想に向けて動いていただきたいと思います。

それでは、ここで質問を変えさせていただきます、今の質問を終わらせていただきます。

続きまして、新たな生活交通体系について御質問いたします。

昨年9月定例会におきまして一般質問をさせていただきました同じ内容でございます。市長も今年度施政方針における施策の対応の中で、地域の公共交通体系の整備について、高齢者、障がい者、女性に優しい新たな生活交通体系の構築については、市長の公約の中の重点項目であり、市民の移動ニーズに交通手段を合わせる、通院や買い物を主体に利便性を図るものと明記、発言をなさいました。10月から市内全体で運行を開始される中、現在、地域に出向いての説明会等、忙しくされておられると聞いております。そうした中、この運行での障がい者への対応につきまして、今現在どういう形で進めておられるか、市長に伺うものであります。

○藤井議長 　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　新たな生活交通体系について、利便性を図る運行、障がい者への対応についての御質問でございます。

お太助ワゴンの運行に当たりましては、料金体系や福祉面の現行の移動支援制度との調整を図ってまいっておるところでございます。料金体系はできるだけ移動していただきやすい料金の設定を目指し、障害者手帳の提示により、町内移動の場合には1回100円、また町域を越える場合は200円という料金を設定させていただいてるところでございます。

しかしながら、このお太助ワゴンを利用できるのは、原則として1人で乗りおりできる方としております。乗りおりにサポートが必要な方は、補助者と一緒の御利用をお願いしております。また、車いすに乗ったままの乗車は行えないことになっております。

現在、安芸高田市自立支援協議会で、障がいのある方、障がい者を支援されている方、福祉担当部局、公共交通担当部局が障がい者の移動支援に関する協議を行っておるところでございます。その中では、乗降をサポートする補助者の割引やお太助ワゴンには障がいの程度がどれほどの方に利用していただけるかといった課題を今検討しております。

このような課題を整理していく中で、お太助ワゴンを利用できない障がいのある方が病院や買い物、趣味等に利用者負担が安価で外出できる仕組みづくりを現在検討しておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

基本的には、障がい者の方々は別といたしまして、お太助ワゴンというのはまずは平日における通院と買い物の体制をしっかりとつくろうということの基本にしていますけど、障がい者の方につきましては特殊な事情

がございますので、別建てで支援をまた起こして考えたいとここでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

1番 前重昌敬君。

○前重議員 今の答弁を聞いておりますと、前回市長の言われました内容と全く同じだなということで、前回もここで検討するというところで答弁をいただいております。特に今の安価で外出することができる仕組みづくりを考えていこうと思っておるということではお聞きしております。

それから、9月ですね、もう今は6月でございます。あともう3カ月ぐらいしたらスタートということで、どうしてかといいますと、やはり今、市長がそうした掲げておる重点目標の中に高齢者、障がい者、女性といった形で出ております。そうしたところを今、障がい者でおられる方、これを特別扱いというわけじゃございませんが、そうしたところはやはり皆さん待ち望んでおられるんじゃないかなと考えます。そうした中で、検討されとるということがどこまで今、段階で検討されてるのか、そういう交通協議会の中でもそういう検討課題として出ているのかどうか。また、そういう福祉部局、また総務関係ですかね、そういう2つの関係でお話をされてるんじゃないかと思いますが、そうしたところがどこまで今煮詰められて、じゃあ10月から実際障がい者も本当に使えるのかどうか、別枠で考えておられて、これが10月から、じゃあ今施行できるように、これも一緒に今検討してるということであるのかどうか、その辺もちょっとお聞かせいただければと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 今検討、指示してるのは、具体的にとおっしゃいますけども、運行するわけですけど、料金体系は100円とか200円とか、先ほど明示いたしましたけど、介護者をどうするかというのは指示してます。どの程度かかるんじゃないかと、余り市に負担かからんようであればこの額を全額一緒に補助するとか、こういう検討を行っております。

それから、介護者の車がやっぱり一緒に乗らんという大きなジレンマがございます。やはり14人乗りだけど、介護の車入れたら今度は3人ぐらいしか乗れんようになってくるんで、これは全く別のシステムとして考えていかないけんということを検討してるところでございます。

だから、お太助ワゴンというんじゃないしに、別なシステムにもちゃんと検討要素が入ってくるんだということで御理解してもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

1番 前重昌敬君。

○前重議員 今、市長のほうから別なシステムでということで答弁をいただきました。確かに今現在進めておられる中では、そうした形では無理かなというのはわかりますが、しかし、利用される皆様方はそうした社会参加も

含めてやはり通院等も本当はやりたいと、思いは一緒だろうと思います。施設のほうにも出向きましても、声は上がってませんが、今ここには表向きには出ておりませんが、やはり土日の対応は欲しいような、またそういうシステム、細かいことにはなりますが、お願いするときの電話の対応とか、こうしたことを一々こちらから連絡をしないといけないのか、そうしたところも含めて、じゃあこれを1回言っとけば行くやつはいいにしましょうと、ただ中止になるときだけはその辺は言ってくださいよという、そういう流れの中でお話がされてるんじゃないかなと思います。そうしたところも含めて、特にこういうものやっついこう思えば、やはり人、物、金、どうしても費用もかかってまいります。財政もかかってくるわけですが、前回も私のほうから質問をさせていただきました。今そういう方々に対しての補助金といいましたら、移動支援、また外出支援等、また病院の通院支援という形でございます。その中にはどうしても通院といった文字がまかり通っております。しかし、広島市、三次市におきましては、そういう買い物等、それをタクシーチケットでやろうということで、1年間に対しまして何ぼかの助成をされとるといいう形は聞いております。その辺に対しまして、そうしたところも含めて、実質そういうところにも含めての、どういうんですか、現在検討されてるかどうか、その辺はどうなんでしょうか。わかる範囲でよろしゅうございますので、こうした中でやはり聞いておられる方もあろうかと思っておりますので、答弁をいただければと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 このお太助ワゴンに対する皆さんの期待も大きい。ただ、一遍に100点に上がらんということを理解しといてください。今までゼロだったのをいきなり100点ということになりません。いわゆる土日も運行してあげたいのはやまやまでございます。それで、今、担当の方が一番のネックになることは、現行の交通事業者との調整です。現行の事業者、商売やっておられますバス事業者とかタクシーさんとか、私の仕事を圧迫してくるんかというようなことがあるんで、この辺の調整が非常に大事なところになってます。この辺の調整に今、時間を食っとるわけですよ。いいことはすぐわかります。市民のほうの思ってることはわかるんですけど、その辺の調整をとりながらこの事業の進捗をしていかにやあいけんということでございます。

それで、とりあえずは欲をかかないように病院とあれをしたということですよ。それで、身障者につきましても、今後体系的に見直すとは思ってます。今後は補助者をするとか、つくらんだったらいわゆる乗せた場合のタクシーの支援をするとか、現在も若干やっってるみたいですけど、その体系はこのたびのお太助ワゴンという交通システムつくったわけですから、それに伴いまして、もう一回洗い直ししていきたいと思っております。

非常に期待が大きいと思いますけど、そのことがありますんで、御理解をしてもらいたいと。土日とかいう営業につきましては、事業者さんの非常に協力が要ります。そういうこともございますんで、御理解をもらいたいと。ここで私もそういう問題なしで話してますんで、これはすぐできるんじゃないかと、市長の判断でということにならんでね、そういうことも御理解をしてもらいたいと思います。担当のほうは一生懸命、今後、土日とか身障者の方々の場合、サービスを拡大については検討してますんで、御理解をしてください。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

1番 前重昌敬君。

○前重議員 それでは最後に、今検討、検討ということで、明確な答えがそういう別枠ということも含めて出てないわけですが、最後に、やはり本当は利用したいという方々が思っておられるのは、じゃあいつから利用できるのかと、じゃあ高齢者はそういう一般の方に対しては10月から、そうじゃない方はじゃあいつなんだと。そうしたところというのが、やはり御承知だと思うんですが、バリアフリーを考える市民の会、これはそういう障がい者の会の団体の代表のグループでございます。これは10月6日にそういうシステムについての要望書を出されております。今回も今のもう一つ市の障害者団体連絡協議会ということで、大田会長のほうから、これが2月10日に市からの回答が出ております。これの対応に対しても、中身を読まさせていただく中では、検討するよう考えますとか、そういう意味合いになっております。そうしたことも含めて、やはり待ち望んでおられるのは本当に確かだと思いますので、じゃあこれをそういう方、今のお太助ワゴンは10月からだが、じゃあそういう障がい者の方々に対しては、申しわけないんだが、じゃあ来年の1月1日なのか、3月、4月なのか、その辺はどうでしょうかね、市長、お聞かせいただければと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほどから検討というような、検討と、検討しないと今、何日からやるとか、それじゃあ今度うそを言うたような言い方で議論になるんですね。だから、まだ議会にも説明をしていないし、基準があるということで理解してもらいたいと思います。

議員さんおっしゃるように、ここで歯切れがよく、はい何日から言っただけで、行政はそういうわけにいきません。いろんな角度からの検討が要るということでございます。

だけど、そういうことをほっとくというんじゃないしに、さっきも申しましたように、身障者の方々が例えば補助者はどうするんであろうかと、そういう今、資料提出とか踏まえて、今ほんまに検討しとるんです。ほんまの検討とうその検討あるんか、そうじゃないしに。皆さん方に納得いう範囲なら、それは前向きに考えていきたいということで御理解しても

raitai to shi ttemasu.

それから、全体的な分も、やっぱしこれ、スタートしてみにやあわからんところあるんですよ、まだ。初めてのことやるわけじゃから、これどういふようになるんじやろうか、全体をやったら、これ、どがいになつてくるんじやろうかといふことを、課題をやっぱし把握しながら、それのできるだけ皆さん方の要望にこたえてあげたいと思いますんで、その辺の時間がかかるとか検討をせんにやあいけんいふことはひとつ許してもらいたい。今どういふ結果になるかいうのもまだはつきりつかんでないんですよ。向原の方々は当然乗ってもらうんじやろうかとか、どういふ乗り方をしてるんじやろうかと、小山の人はどう考えとるんじやろうかと、これがわからんのに、今ぱっぱっと、こういふわけにいかないんで、そこらのところはちょっと事情を見ながらしてまいりたいと。基本的には、市民の皆様方にやっぱし交通の足を確保してあげようといふことはございますんで、よろしくお願ひします。

これ、単なる我々の一方的なことでもないことも先ほど申しました。いわゆる運送業者さんとの調整も要るといふことも理解してもらいたいと思います。その辺の中で、やっぱし安芸高田市として一番いい方向性を見つけ出していくこと、このためには、やっぱし検討も要るし、一度そいふ実態を見にやあいけんこともありますんで、こらえてもらいたいと思います。どうか御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

1番 前重昌敬君。

○前重議員 検討といふことで、私のほうも議会のほうへ早目にそいふ内容が報告されることを期待しております。

あと、やはりこいふ形は公平公正に、やはりそいふ障がい者だけの目線といふんじやなしに、これがやはり同じ税金を納めてる市民でありますから、そいふところを含めて、じゃあできないシステムであればじゃあそいふチケットを配布しますよとか、そいふところも含めて、やはり早目な形で皆さんに御利用いただくよいふ形をとっていただければと思います。

うまく10月からスタートできるように祈念しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○藤井議長 以上で前重昌敬君の質問を終わります。

この際、14時25分まで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時07分 休憩

午後 2時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 続いて通告がありますので、発言を許します。

4番 大下正幸君。

○大下議員 4番 あきの会、大下正幸です。通告どおり質問いたしたいと思いま

す。

まず初めに、伝統芸能である神楽を活用した観光振興について。

広報誌6月号で市長コラムにおいて、県立広島大学において神楽に関する研究費が文部科学省の予算に内示されたとありました。また市長は、神楽と既存する歴史、景勝、スポーツとあわせた滞在型観光振興を図っていく絶好のチャンスと考えておられるとありましたが、具体的にはどのような施策を検討されているのか伺います。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

神楽を生かした滞在型の具体的な観光振興施策についての御質問でございます。

観光についての全国的な傾向を見れば、名所回遊型から滞在型の観光へ移行してきております。回遊型から滞在型の観光へ移行すれば、観光消費額が上昇し、地域経済の活性化につながるものと思っております。

市内には国史跡郡山を初め、多くの観光施設があります。また、神楽やはやし田などの伝統芸能もあります。さらにサンフレッチェや湧永ハンドボールなど、プロスポーツも盛んでございます。神楽のみならず、将来を考えるとさまざまな滞在型の観光ルートが企画できる、希望に富んだまちであると考えております。

滞在型観光を振興するためには、例えば本市の最大の魅力の一つであります神楽と既存の歴史、景勝、スポーツを組み合わせることが必要と考えております。そのためには、コラムにも記述しておりますように、まず神楽の文化的価値を向上させることも重要であると考えております。関係機関に対して強く要望を続け、これは認められつつございます。

また、神楽を広く知っていただくために、今年度は神楽をPRするためのプロモーションDVDを作成することとしております。さらに、神楽の看板の作成、ポスターやパンフレット類の充実、そして広島県人会などとの交流に取り組むようし、全国に神楽を推進してまいりたいと思っております。

実は先般、広島県の商工会の会頭さんとお話をする中で、商工会の方々が宮島とかいわゆる原爆ドームとか、既存の観光施設を広島県としてPRしていくのに限界があると。今回、商工会では、それは関連をしたんですけどね、ちょっと言われたんですけど、大田会長が言われたんですけど、神楽とひっつけることも考えとるんですね。このことによって既存の原爆ドームとか宮島が滞在型につながるんじゃないかという考えもしておられます。

先般も予算査定でも言うんですが、ことしはちょっと神楽観光をちいど中心にやってみようじゃないかという提案もしたぐらい、神楽というのをしっかりつないでいけば、今までとは違う活性化につながるんじゃないかと思っております。

それから、後継者をつなぐ意味で、各大学とかにクラブをつくってもらわにゃいけんということも主張いたしました。このことの一つのあれが、さっきの文科省でこれの文化としての助成がついたということになります。こういうことも踏まえながら、このことが後継者ができるように、またこのことが後につながるようにと。ただ、広島でやったら、こういう可能性もありますよ。広島へ神楽を舞うところをつくるということもありますね。安芸高田の神楽じゃけえやっちゃあいけん言うても、神楽はおまえのとこだけじゃないというようなことにもなります。だから、共存しながら、お互いにうまくね、うちの安芸高田市もちゃんと認めてもらえるような方向性をこれから考えていかんと思っております。おらがそこじゃと勝手に言うても、人はそうは見てませんので、お互いにそういう情報を得ながら、うちの神楽をやっばしうまくし続けていくことも大きな課題だと思っております。

いずれにいたしましても、神楽を使った安芸高田市のまちづくりというのはだれもが認める大きな施策の方向じゃないかと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また一方で、県の補助事業の中で過疎地域の未来創造支援事業というのがございます。これを活用して、具体的な滞在型の観光施策を検討することとしております。この事業の提案を今、企画課長が中心に神楽を、そういう私が先ほど申しましたことを踏まえた事業の展開ということで県に提案していこうと、かように思っております。

この事業は、現在の湯崎知事が過疎地域の産業対策を基本として、魅力ある地域づくりを推進していくことを打ち出されておりますので、この一環としてこの事業を位置づけるように、今、検討、指示をしているところでございます。

具体的には、全地域過疎市町が対象でございまして、今年度は計画策定に対して支援がございまして、県の。来年度以降、計画実施については、2年間で総額2億円程度の交付されることとなっております。この事業も利用しながら振興を図っていきたいと思っております。こうした事業により、地域産業の活性化や将来の定住者の獲得につながるよう、観光施策の検討を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

4番 大下正幸君。

○大下議員 今年度神楽プロモーションDVDの作成や県の事業を活用して計画を策定するとの答弁があったと思います。私としても、伝統芸能である神楽やはやし田、また毛利元就ゆかりの史跡を初め、市内に多く残っている歴史的文化遺産などを視野に入れ、実効性のある具体的な計画を市として策定すべきと考えます。

そこで、計画の策定を具体化させるに当たって、市長の考えをもう少し伺いたいと思います。

安芸高田市には神楽団が22団体、子ども神楽が15団体を数えるなど、神楽の伝承が盛んな地域でもあります。また、備北神楽の中でも、いわゆる高田神楽は、伝統文化の継承とともに非常に大衆性や娯楽性に富み、市内外の人々に人気度が近年急速に高まっていると思います。そのことは、神楽門前湯治村に年間約12万人の来場があることを見ても明らかであると考えます。史跡名所の少ない美土里町ですが、神楽門前湯治村の存在により、経済的な波及効果が施設の売上額で約6億円、さらに間接的な効果として雇用創出、地産地消、特産品開発、神楽団の活性化等、毎年約2億5,000万円にも及ぶと聞いています。さらに一方では、地元神楽団の元気度も増し、郷土芸能文化の伝承活動にも大きく貢献していますし、安芸高田市の知名度のアップにもつながっていると思います。

このような観光産業を育成することは、雇用の創出、地産地消等、農家の生きがいと特産品開発による市内の商店の活性化、交流人口の増加等、さまざまな面において地域の活性化させることにつながっていくと思います。もっと言えば、定住促進対策にも大きくその効果を及ぼすと思います。

そこで、安芸高田市のいわゆる観光振興計画を策定するに当たっては、歴史的財産である毛利元就と伝統芸能の神楽を基本に、さらに魅力の創造により、入り込み観光客の増加と1人当たりの消費額の増加に向けて、具体的な施策及び実効性のある計画策定を目指すべきと考えますが、市長のお考えをいま一度お聞きします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 このことにつきましては、先ほどもちょっと申し上げたと思いますけど、神楽だけでもちょっと心もとないところがあると。安芸高田市、スポーツ、先ほど話出てますけど、サンフレッチェとか湧永のレオリックとか、それから景勝地、土師ダムとか今の向原のかたくりの里とか、こういうものもございます、湧永庭園とか。それから歴史、毛利元就の歴史とか、それからこのたび出ました甲立古墳とか、こういうものを総合的に計画書に位置づけるかということがテーマになると思いますけど、具体的な話については、ちょっと企画課長のほうでわかっている範囲で説明をさせます。私もここで、やっぱり知事にちょっと気をこっち向いてもらわないけん。半端なテーマじゃちょっと認められんと思うので、ちょっとこれ、性根を入れてから、その事業の過疎地域未来創造支援事業採択に向けて努力しようと思ってます。この過程、今、企画課のほうで一応出てますんで、私の指示はそういうことしてるんですけど、具体的に課長のほうからちょっと説明してもらいますけど、こういう今いい地域にあると思います。

それで、神楽ブームにちょっとありますんで、割かし対外的も神楽といたら非常に魅力を感じていただけるということもあるんで、この空気、風土をやっぱし利用していかん手はないと、かように思っております。

す。幸い、この事業があるからじゃないんですけど、DVDもつくった目的は、いかに箱根を越えた人に神楽を理解してもらおうかという目的でつくってますんで、こういう前向きな取り組みをしてますんで、よろしく。

それから、さっき言いましたサービスエリアとか等で看板ですよ。今、非常に交通料が安くなって、多くの方が訪れられると。ぜひその看板を見て、高田インターからおりて、安芸高田市の文化とか歴史とかに触れてもらいたいと、かように思っております。御理解を賜りたいと思います。具体的な説明、ちょっと担当のほうから。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

政策企画課長 竹本峰昭君。

○竹本政策企画課長 私のほうで、先ほどの市長の少し具体的な部分を説明をさせていただきます。

安芸高田市には、確かに毛利元就を初めとする歴史的財産、そして神楽等中心とする伝統芸能、大変大きな魅力ある資産があると思っております。そうした中、安芸高田市にはさらに、サンフレッチェでありハンドボールというスポーツの大変盛んな地域です。この3つの要素を組み合わせた具体的な施策を今回、今年度、県の補助事業であります過疎地域の未来創造支援事業を活用し、具体的な滞在型の観光施策を検討するように市長から指示をいただいております。この具体的な施策を検討することによって、安芸高田市の滞在型の観光施策等、より計画を打ち出すことにより消費額の増等につながる施策等を計画するというところで現在進めておりますので、今年度の計画等の推移等見守っていただきたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

4番 大下正幸君。

○大下議員 基本的に、市長と私の考えは同じであると思っております。安芸高田市が伝統芸能である神楽や歴史的財産である毛利元就の史跡を活用し、またサンフレッチェ、WAKUNAGA LEOLICを取り組み、観光産業の振興施策を通じた地域の活性化対策を要望し、次の質問に移ります。

2番目の質問であります。新しい交通体系については先ほど同僚議員が質問されており、重複するところがありますが、よろしく申し上げます。

昨年10月から、美土里町、高宮町、甲田町の一部地域においてお太助ワゴンの運行を始められ、美土里町の地域においても、特に交通弱者と言われる高齢者等には大変好評です。ただ、今の制度は自分で乗りおりにできる方のみを対象としており、車いすを利用する人は車いすに乗ったまま利用することができないという実態があります。ことしの10月から全地域にこの制度を拡充するに当たって、車いすを利用する人の対応についてどのようにお考えおられるのか伺います。

また、地域住民は、先ほども市長の答弁にありましたが、お太助ワゴンの土日運行を要望されております。さまざまな行事等が土曜日曜に集中し開催される実情の中で、土日について平日と同じ同様の運行をぜひ実施してほしいと考えますが、市長の所見をお伺いします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいま新しい交通体系についての御質問でございます。

1番と2番と一緒に質問されましたので、一緒にちょっとお答えをさせてもらいますので、よろしく願いいたします。

まず、1番のお太助ワゴンの車いすでの利用についてでございます。お太助ワゴンが運行を始めて8カ月が経過をしたところでございます。3月以降、お太助ワゴンの1日当たりの平均利用者数が70余名と、多くの皆様方に御利用をいただいております。しかしながら、車いす利用の障がい者を含め、みずから乗りおりが困難な方につきましては、御利用をいただけない状況となっているのが現状であります。

現在、安芸高田市自立支援協議会で、障がいのある方、障がい者の支援をされている方、福祉担当部局、公共交通担当部局が、障がい者の移動支援に関する協議を行っております。その中には、乗降をサポートする補助者の料金やお太助ワゴンにはどのぐらいの障がいの程度の方に御利用いただけるのかということ課題として検討をしておるところでございます。

こうした課題を整理していく中で、お太助ワゴンを利用できない障がいのある方が病院や買い物、趣味等に利用者負担が安価で外出できる仕組みづくりを検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思っております。

次に、お太助ワゴンの土日の運行についてでございます。

本年10月からの市内全域での運行開始に当たっては、まず昨年と同様に、月曜日から金曜日までの運行で始めさせていただき、運行の状況を検証したいと思っております。市民の皆様方から土曜日日曜日に多くの市の行事や催しが行われるので、みずから移動できない場合は会場までの移動手段がないのでぜひとも利用させてくれという意見をよく聞きます。この件につきましては、行事等を主催する部署との連携を図り、地域から会場を結ぶ交通手段を段階的に検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思っております。

まずは、今までやってきた平日の買い物、病院通院を主体に考え、次のステップとして、御指摘の土日の運行についても考えたいと思っておりますので、よろしく御理解をしてもらいたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

4番 大下正幸君。

○大下議員 検討中との答弁であったと思いますが、検討していただく際に、車いすを利用する市民を対象に、現在、通院等の係る費用の一部免除や移動

支援事業などがありますが、利用者にとっては十分な制度ではないと思います。

最後に、車いすを利用される人を初め、交通弱者である障がいを持つすべての人に対し、介護タクシー業者とタイアップして助成できるのではないかというふうに考えてもおります。移手段に係る制度の拡充と、再度お太助ワゴンの土日運行の早期実現を要望し、私の質問を終わらせていただきます。それじゃあお願いします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほども同僚議員からも質問されましたけど、大切なことだと思っております。さきに補助者をどうするかとか、できることなら補助者の料金いだけないとか、それから、今の介護タクシーを利用する場合、料金の支援ができるのかできないとかいうこともありますんで、この際、このお太助ワゴンを、システムを新交通を確立したときに、この問題もちょっと今までの制度の検証もあわせて考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

4番 大下正幸君。

○大下議員 ありがとうございます。

最後に、再度、移手段に係る制度の拡充とお太助ワゴンの土日運行の早期実現を要望し、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○藤井議長 以上で大下正幸君の質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしましたので、散会いたします。次回は明日午前10時に再開いたします。

御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午後 2時47分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員